

1. 議事日程（令和5年第2回北広島町議会定例会）

令和5年6月13日
午前10時開議
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

- | | |
|-------|--|
| 亀岡純一 | 農林業の再生に町の活路を求める |
| 服部泰征 | 広島市との連携協約は生かされているか |
| 伊藤立真 | 新型コロナウイルス感染症対策の検証と今後の対応 |
| 梅尾泰文 | ①ラバーダムの空気漏れ対応の結果と方向は
②危険家屋の撤去の進捗は
③帯状疱疹の予防と対処は |
| 佐々木正之 | ①有害鳥獣被害対策について問う
②交流を生む町の魅力づくりと観光振興について問う |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 亀岡純一 | 2番 伊藤立真 | 3番 敷本弘美 |
| 4番 中村忍 | 5番 佐々木正之 | 7番 美濃孝二 |
| 8番 梅尾泰文 | 9番 伊藤淳 | 10番 服部泰征 |
| 11番 宮本裕之 | 12番 湊俊文 | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	池田庄策
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	沼田真路	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	野上正宏	総務課長	川手秀則	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	矢部芳彦	税務課長	植田優香
町民課長	大畑紹子	福祉課長	芥川智成	保健課長	迫井一深
環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	中川克也
建設課長	竹下秀樹	消防長	笠道宏和	学校教育課長	植田伸二
生涯学習課長	小椿治之	会計管理者	細居治		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。本議会においては省エネ、節電対策の取組の一環として服装をクールビズにすることとしております。暑い方は上着を取っていただいても結構です。また、これまで議場内において原則マスクを着用することとしておりましたが、本定例会よりマスクの着用は自由とすることにいたしました。質問並びに答弁を行う際は、マイクを立ててからはっきりと発言するよう努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問及び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いをしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向けて一般質問を行ってください。1番、亀岡議員の発言を許します。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡純一です。今回の質問のテーマは、農林業の再生に町の活路を求めるというテーマといたしました。ここに、活性化ではなくて、単に活性化ではなくて「活路」という言葉を使いました。ここには、字のごとく、生きる道、生き残る道を求めると、そういう意味合いを持って質問をさせていただきたいと思います。ちょっと話は別の話になりますけれども、最近研修に行かせていただいた時にいただいた資料の中に一つの文章がありまして、それは、地方自治体は国の仕事の下請機関ではありませんという一文を目にした時に、当たり前のことではありますけれども、これが私にとって非常に新鮮に、また共感できる一文でありました。地方自治体は、国の仕事の下請機関ではありませんということです。この辺をもう一回原点に戻って、お互いに地方自治体の行政に携わる、関係する者として心していく必要があるんじゃないかなというふうに思われました。さて、北広島町はそうした中で、我が町のこの地域性を生かした独自の取組がどのぐらい主体的になされているのか。現在の少子化、人口減少の先を見て、この次の世代、さらにその先の世代にも人々が安心して心豊かに生活できる町にしていくためには、今、私たちは何をしなければいけないのだろうか。そういうところを考えてみた時に、私は、この数十年の間に衰退を余儀なくされてきた農林業の再生ということをも

う一回考え直してみる必要があるのではないかなというふうに思うようになりました。特に昨今の世界情勢を見た時に、食料の安全保障という点を考えると、この農業政策ということは今こそ見直して、国全体が食料自給率向上に取り組む必要があるのではないかと、そうしたところを私たちもこの地域から支えていくことができるんじゃないか。そして、それが私たちの町の生き残る道、活路につながるのではないかというふうに思うわけであります。そこで最初の質問に入りますが、まず最初は、森林環境譲与税を活用した森林の整備について考えてみたいと思います。令和元年度から森林経営管理制度というものが始まっております。これをちょっと説明簡単しておきたいと思いますが、国の方針でありますけども、日本全体の森林資源が非常におそろかにされていると言ってもいいんじゃないかと思うんですが、外国からの輸入材に押されて省みられなかったと言ってもいいような期間がずっと続いてまいりました。それをまた危機感を持って取り組む立場から、森林環境税というものを年間1000円、個人住民税に上乗せして徴収しましょうと。これが令和6年度から、来年度から始まるようになりました。それに先駆けて令和元年度に森林環境譲与税というものをつくって、これが私有林の管理に係り、森林を持続的に生かしていく取組をしていこうという中で同時につくられた制度が森林経営管理制度というものでありますが、これを我が町も取り組んでいるわけでありますが、この取組状況、まずお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森林経営管理制度におけます取組としまして、所有する森林管理についての意向調査を本町でも実施しております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） まずは、意向調査をしていると、してこられたということですので、その意向調査、これが今お話しました森林環境譲与税を使って行われているわけでありまして、この意向調査の状況について、これまでやってこられたところをお伺いしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 昨年度までの意向調査の実施状況でございますけども、令和元年度、芸北地域政所地区18.41ha、豊平地域中原地区71.55ha、続いて令和2年度でございますけども、令和2年度、芸北地域細見地区131ha、大朝地域田原地区198ha、次に令和3年度でございますけども、令和3年度、芸北地域細見地区122ha、川小田地区241ha、奥原地区156ha、千代田地域川戸地区474haでございます。令和4年度につきましては、芸北地域橋山地区69.77ha、土橋地区56.35ha、豊平地域戸谷地区58.02ha、長笹地区におきまして27.49haとなっております。以上が実績等でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今、農林課長のほうから行ってきた地域と面積について詳細にお話をいただきましたけども、この意向調査というものが具体的にはどういうことを行っているのか。それから今言われた数字というのは、全体の中でどのぐらいの割合、これからやろうとしている中のどのぐらいに当たるのかということをお伺いしてみます。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 意向調査につきましては、基本的には森林の管理を今後どうしていきま

すかというところを主に聞いているところでございます。町に経営の管理を委託する希望がありますとか、いやいや自分で管理しますとか、あるいは自分で他の人に管理を委託するとか、その他どういった形で管理していきますかというところを主に聞いております。その他としまして、所有してます森林の状況でございますとか、森林の状態、場所、それから境界、それから管理状況等についての質問、アンケートをお伺いしているところでございます。それから先ほど言いました意向調査のところが大体どれぐらいになるかのところにつきましては、すみません、今ちょっと数字等が把握してございませぬけども、まだまだかなりの時間がかかるのではないかと考えております。大体予定としましては、毎年200ha規模を意向調査の大体の取組のヘクトールというふうに定めて今後とも取り組んでいきたいと考えておりますけれども、本町の膨大な森林面積がある中では、もう少し時間かかるというふうに思っておりますし、まだ、千代田地域、あるいは大朝地域におきましては、国調が終わってない山もございませぬので、今後そういった山の意向調査をどうしていくかについては、また課題があるというふうに認識しているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 簡単に言えば、この町内の私有林がどういう状況になっていて、それを所有者の皆さんはどういう思いを持っておられるかといったところを調べているという、そういうことでよろしいですかね。まだまだ、これは全体的な中から言えば、まだまだ面積的には残っているという状況かと思えます。それで、その意向調査を受けた後にこれを委託してもいいよと、業者さんに管理をお願い、町を通して管理をお願いしたいというような意思があった場合には、その方向に進むんだと思うんですが、この町内林業経営者への今後の経営管理実施権の設定ということについては、どのような見通しを持っておられるか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 令和元年度に実施いたしました意向調査の結果に基づきまして、北広島町に経営管理実施権の設定を希望する広島県に登録があります意欲と能力のある林業経営体10社、内訳としましては、町内3社、町外7社でございますけれども、その10社に企画提案書を公募したところ、町外業者1社より応募があり、選定委員会を経て選定をしたところでございます。今後も意向調査結果に基づきまして公募等をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今の答弁に対しまして、町外業者1社からの応募があったということですが、これも全体、経営管理をお願いしたいと言われる方の希望からして、この1社というのは、それで足りてるのか、全然足りてないのか、その辺のところはどういう状況なんでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今回公募したところにつきましては、町外1社より搬出間伐でありますとか、主伐、育林等の計画、それから全体の収支見込み等の提案があったところでございます。その中で、選定委員会の中で協議いたしまして選定したところでございます。1社が少ないかというところでございますけれども、一応10社全体にはこういった山がありますので、提案してくださいという公募をしたところでございます。その中で1社しか提案してなかったことでございますけれども、選定委員会での内容を審査したところ、それは適正に当たるということ

を判断いたしましたして、今回経営管理実施権の契約をしたところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） もっとも業者さんは必要なんだけどという、そういう話ではなくて、1社で十分賄える量なのでこれでいいという、そういうことですか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今回の提案した山につきましては、約18haの山林でございますけど、この部分につきましては、当然この1社で、十分今後の施業等が可能ということで、選定委員会のほうでもそういう判断をいたしまして、決定したところでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今後、今のは令和元年度に実施した意向調査ということでありましたから、その後、2年、3年、4年と調査した内容についても進めていかれるのだろうというふうに思います。それで、そうしたことを進めていく、林務行政を進めていく上で、一つの助けとなる話としてフォレスター、森林総合監理士を採用するということが考えられるんじゃないかなと思うんですが、この辺のことについて、町の採用する考えはないかどうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森林を守る国家資格、森林総合監理士フォレスターは、様々な環境保護への取組が行われる中で森林を守る活動も必要とされるということがありまして制度化されたものでございます。しかしながら、北広島町として今のところ採用の予定等はございません。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） フォレスターそのものについて採用の予定はないという話であります。もう一度この森林総合監理士というものを私も今回調べて分かったことがありますので、お伝えしたいと思いますが、これは林野庁で森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って、地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村森林整備計画の策定などの市町村行政を技術的に支援して施業、集約化を担う森林施業プランナー等に対して指導助言を行う人材として森林総合監理士の育成を進めていると、そういうことのようにあります。この森林総合監理士、いわゆるフォレスターの業務というのは、先ほどの構想、計画を立てていく上の構想を作成するとか、それから合意形成、地域の森林林業関係者や住民の間で、その構想について合意形成を図ると。具体的には森林所有者とか森林組合、それから木材加工業者とか素材生産業者とか、こういったところ、あるいは行政関係者というところの合意形成を図る。そうした計画を実現に向けて制度や予算を活用して具体的に取組を進める。こういった業務をする方がフォレスターということでありました。このフォレスターそのものでなくても町の林務行政というのは、なかなか人材的にそこに回していくというのは簡単ではないかなと思うんですが、こんな話を聞きます。よく聞く話、木材価格の低迷で林業経営が難しいと言う話をよく聞きますけども、それと同じぐらい、市町村には林業に関する専門人材がいなくて体制が脆弱だというような話も一般的にあるように聞いておりますが、そういう中では、こうしたアドバイザー的存在、こういう方を1人置くと言うことは、長年経験を積んでこられた方をお願いするにこしたことはないんですが、それが難しいとすれば、これは国の研修を規定どおり終了すれば、一定の条件を満たしたところで、これが地域林政アドバイザーというものに就任できるということでありましたので、何かそういうことを使って新人、新しい人にもそういう機会を与えてあげられれば、これは何年か経験積

んでいく中で、町にとって林務行政を支えていく大きな人材になるのではないかなという気がするんですが、そうしたところを考えてみてはどうかというのはちょっと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森林総合監理士フォレスターの主な業務と言いますのは、先ほど議員が述べられましたように、森林マスタープランの構想の策定でございますとか、構想の実現に向けた技術的支援が具体的な取組等が主な業務というふうにも把握しているところでございます。本町におきましては、本年度森林のマスタープランであります新たな森林の価値創造事業によります計画づくりを取組をまず進めていきたいと言うふうに考えております。まず、本年度につきましては、その計画づくりを中心に取り組んでいきたいと言うふうに考えております。今後その計画の具体的な実現、構想の実現に当たっては、そういったフォレスター制度の活用ができるのか、あるいは地域内で人材育成をしていくような、その辺のところは、またその計画をつくる中で、あるいはその実現する中で少しずつ考えていければと言うふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 次の質問にいきます。J-クレジット制度についてお伺いします。これ以前にもお伺いしたんですが、なかなか概念、これどういうものかというのを理解するのはちょっと難しいところがあるような気を私ほしております、もう一度これを今回のカーボンニュートラルの取組に関係した内容でもありますので、お聞きしてみたいと思います。まず、J-クレジット制度とはどのような制度で、町として何ができるのか、これをお伺いします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） J-クレジット制度について、環境生活課よりお答えします。J-クレジット制度とは、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組によって生まれた二酸化炭素の排出削減量や吸収量などをクレジットとして国が認証する制度でございます。認証されたクレジットは、二酸化炭素の排出削減に取り組む事業者や個人に譲渡、または売却することができます。本町では、芸北オークガーデンにおいて、温泉の加温のためA重油ボイラーが設置されていますが、2015年に薪ボイラーを増設したことにより、A重油の使用量が70%程度減りました。このCO<sub>2</sub>排出削減量をJ-クレジット化して、町内外でイベントを開催する時に排出されるCO<sub>2</sub>、会場の電気使用量や自家用車で来場される方のガソリンの使用量を相殺することに使っています。このようなJ-クレジットの活用を通じて、町民や事業者に向けて二酸化炭素の排出削減につながる意識の醸成を図ってまいりたいと考えています。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そういうものであるということですが、これは今回のゼロカーボンに関連してどのような取組につながるのか、その辺の考えをお伺いします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 本年3月に策定しました北広島町ゼロカーボンタウン推進計画におきまして、森林吸収量や再生可能エネルギー導入による二酸化炭素排出削減量をJ-クレジット化し、本町の二酸化炭素排出量の約8割を占めるものづくり企業等に提供する取組を進めることを記載しております。この取組によりまして、町内企業の二酸化炭素排出削減の取組を進めるとともに、J-クレジットを売却した売却益を地域の課題解決などに活用できるものと考

えています。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） クレジットをお金に換えて経済的な効果も考えられるということだと思いますが、ただ、それがどのぐらいの効果が出るのかというところについては、なかなか数字的に表しにくいところもあるのかなというふうにも思っているんですが、それとは別にこういう取組をすることによって、町内のゼロカーボンに対する意識づけ、そこに森林の活用だとか、カーボンニュートラルの様々な取組に向けての意識づけと言いますか、そういった内容も大きくあるのかなというふうに思っておりますが、そういったところのウエートとしてはどんなふう  
に捉えておられますでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 意識づけのところなんですけれども、今までのクレジット、現在やっておりますクレジットが平成30年度からやっておりますが、そういったところでの活用実績としてイベント等に使用させていただいたりしております。その際のチラシのところに書いてたりとかしてPRのほうをさせてもらっているところでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） このJ-クレジット、なかなか一般的な認識はまだまだかなと思うんですけども、こうやって取り組みながら、どんどん意識を広めていくことによって、それがひいては、我が町の森林資源の活用とか保全とかそういったところにもつながっていくというところをまた広げていけたらいいなというふうに思っております。そのスケジュール的なところ、案がありましたら、お願いします。具体的な数値目標等とかその辺のところ、お話しただければお願いします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 今年のスケジュールですけれども、今年度は農林課において、町有林の森林吸収量をJ-クレジット化するための取組を進めてまいります。この取組によるJ-クレジットの創出量は、検討結果がまだ出ておりませんので、分かりませんが、年間数千t規模の認証を期待しているところでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今、答弁いただいた数千tというのは、CO<sub>2</sub>の排出量に換算した時に数千tの規模になると。それが町有林全体が吸収するCO<sub>2</sub>に換算したら、そのぐらいになると。これがどのぐらいになるかというのは興味深いところですが、それはまだよく分からない。それを計算して出すために、簡単な計算ではないと思うんですが、どこかそれはお願いしてそういうものを割り出すということになるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 本年度において、そういったものの算定をしてくださる方を委託する予定でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） ちなみにその額というのはどのぐらいかかるものなんですか。分かればいいです。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） この件の支援の委託料としましては99万円ほどの予算となっております。

ります。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） もう一つ、林業関係で、森林セラピーについて一つお伺いしてみたいと思います。町として、この森林セラピーについて認定を受ける、あるいは検討するという考えがないかどうか、お伺いしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森林セラピーについての認定について具体的な検討はしておりませんが、「森とともに暮らすまち 北広島町」を目指しまして、新しい森の楽しみ方として検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 森林セラピーの新しい森の楽しみ方として考えてみたいと言うことですね。選択肢の一つとして。これが全国で森林セラピーという、森林セラピーの森というものがあるようでありまして、2006年から認定が始まって、現在では全国に63か所、この森林セラピーを楽しめる場所が認定されているということでもあります。これは何かというと、ハイキングでもなくて、登山でもなくて、健康のために森に入る新しい森の楽しみ方だと。その森に入る時に案内する方がおられて、森林セラピーガイドとか森林セラピストとかいった方が、これは、これも資格を持った方のようなのですが、こういう方たちが案内をしてくださるので安心して森に入ることができる。森を通じて心と体の健康を維持・増進していくためのものだということでもあります。ですので、これも我が町の森林を生かす中の一つとして考えてみるのも良いのではないかなと。皆さんご存じかと思いますが、広島県内では安芸太田町、それから神石高原町がこれを既に取り組んでおられます。二番煎じ、三番煎じとかいうことになるんじゃないかなという気もしましたが、そうではなくて、それぞれの場所の特徴を生かした北広島町は北広島町の環境の中の森林を生かした取組として考えるのも一つの案ではないかなというふうに、面白いのではないかなというふうに思います。次の質問です。食料自給率向上への取組について質問していきたいと思います。食料自給率そのものは国全体として言われているのが37%から38%ぐらいというふうに言われております。残りの6割以上の食料は外国に依存しているということでもあります。これは、ただ、その食料そのものだけを考えればそうではありますが、これを作る、野菜であれば、その種だとか、あるいはそれを育てる肥料だとか、そういったものも海外に依存しているということを考えると、実質的な国内で賄える食料というのはもっと少ないんじゃないかなというふうに思うわけでもあります。これに対して国は、余りそのことを大々的には言われてないような気がするんですけども、ただ、現在の状況として、日本国内の農業政策は、国主導で農業政策をしてこられた。これに対して地方行政はどういうふうに行っているのかなというところはすごく関心のあるところではありますが、私もまだ農業は専門分野ではないので詳しいことまでは分かりませんが、大まかなところでは非常に大切な問題だろうというふうに思って今回取り上げてみました。お伺いするんですが、町独自の主体的な取組、農業政策に対して、どのようなものがあるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 食料自給率につきましては、人口と農産物の生産により算出するため、農産物の全ての生産量が確認できない、本町におきましては、本町の食料自給率を算出するこ

とはできませんけども、本町の農業の中心であります水稻のみでの簡易計算した場合につきましては、食料自給率につきましては170%以上というところを把握しているところでございます。本町におきましては、食料自給率よりも農業生産性の向上、農業の持続的発展、農家所得の向上などを図るため、新規就農総合対策事業によります新たな担い手の確保、産地交付金を活用しました野菜・果樹・花き等の振興及び産直野菜振興事業、また労力軽減等を図るスマート農業の推進事業に取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今、答弁いただきました幾つかの事業を町として取り組んでいるということですが、最初のほうで話がありました170%以上の米については自給率があるという話であります。私が今回問題と思っているのは、もう少し大きなところで、国全体の食料問題がこれから顕著に目に見える形で出てくるのではないかなという心配の中で、食料を生産する力をもっとつけていく必要があるのではないかなと。農地が荒廃していく耕作放棄地というようなものが増えていく状態をこのまま放置してはいけのではないかなというところを危機感を持って取り組む必要があるのではないかなというところからの質問であるというふうにお伝えしておきます。今、水稻のことが出ましたので、ちょっとこれに関連してお伺いしますが、昨年12月に北広島お米グランプリが行われましたけども、2点ほどお伺いします。何を目的としてやっているのか、これについて、まずお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） お米グランプリ in 北広島町の開催目的でございますけども、稲作文化が息づくこの北広島町で、全国規模のお米グランプリを開催いたしまして、全国のお米生産者が集まり、交流等を通じまして切磋琢磨しておられる場を創造するとともに、町内の米の品質向上、これに取り組むとともに、さらにグランプリに選ばれます成績優秀米を広く周知することで、お米の消費者に安心・安全なお米の提供等、あるいは消費拡大を推進する目的で開催したところでございます。本年度も第2回の開催を予定しているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 安心・安全なお米を消費拡大につなげていきたいというお話でした。今年、今年度もやっていきたいという話でありましたけども、そのときに、この北広島町の米について、その品質を上げていくということについては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。どのぐらいの品質を上げていこうというようなところを持っておられるのか、ありましたら、お願いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 昨年度大会を開催いたしまして、町内のお米が厳しい一次、二次審査、あるいは最終審査をクリアいたしまして、最終審査の出品でありますとか、準グランプリを得たことにつきましては、北広島町のお米が十分全国にも通じることが認識したことが成果の一つだというふうに考えております。ただ、この成果をいかに活用し、あるいはブランディング等取り組んでいくことが大きな課題ということも認識したところでございます。そういった状況を踏まえまして、本年度、農業振興によるまちづくり将来ビジョン策定に取り組む計画しております。この中で、米どころ北広島町のブランディングでありますとか、米の販路拡大及びその実現に向けてのコンソーシアムの各関係機関がやってまいりましたコンソーシアム等の構築にも取り組む予定としております。その中で良質米の取組の推進を検討していきたいという

ふうにご考えているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今後の取組に期待したいところであります。そういった取組をこれからも続けていくというふうにお聞きしました。それで、もう一度自給率のところに戻ってきますけども、世界的な情勢とか今後のことを考えた場合に、今までとはまた違った次元と言いますか、違った観点から農業施策に取り組んでいく必要というものを感じるわけではありますが、その辺のところ、この農業自給率に関連して、この町の農業自給率がどうかと言うよりも、国全体の農業自給率を上げていくために町としてそこに貢献していく取り組み方とか、それがひいては地元の農業関係者、農林業関係者、そういった方たちへの還元にもなっていくと、支えていくことにもなっていくと言うことにつながるとは思うんですが、その辺の見解をお伺いしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 食料自給率、例えば畜産業肉類では、家畜の種類によって異なりますけども、約4割から7割が国産でございますけども、食料自給率の計算になりますと、6%から8%の状況になります。これは、その自給率が低いことにつきましては、国産であっても飼料等が輸入でありますので、その生産相当分を除くため、こういった低い数値になる状況でございます。このため本町におきまして、耕畜連携に取り組んでいるところではございますけども、輸入飼料価格等の高騰にありまして、さらに飼料の国産化に取り組んでいきたいと思っております。今までも耕畜連携進めておりますけども、今後町内の循環、その辺のところ自給率の確保等にもつながっていくと考えておりますので、耕畜連携のほうはさらに進めていきたいと思っております。それからまた、国は新たな制度としまして、みどりの食料システム戦略、これも策定しまして、温室効果ガスの削減でありますとか、化学肥料削減によります環境保全等の取組も進めていくようにはなっておりますけども、本町におきまして、こういった研究もしていきたいと思っております。自給率の確保につきましては、また地産地消という考えも重要でございますので、こういった地産地消の取組についても、また今後さらに進めていく必要があるのではないかというふうにご考えているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今の部分でお聞きしたいことがあるんですが、一つ取り上げてみたいと思えます。みどりの食料システム戦略という言葉が出てきましたけども、これはこういったところで、町としてどういう取組が関係してくるのか、お伺いしてみたいと思えます。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 国のほうもカーボンニュートラルの農業分野へのそういった考えもありまして、そういった今までの慣行栽培から少し肥料を少なくしたことによって、そういったところ含めて環境に優しい農業も今後取り組む視点でいくことによってと言うところを取組を進めていくと言うふうな計画を策定したところでございます。広島県におきまして、計画を策定されまして、市町村は、その計画に基づいて取組を進めることになっております。まだ本町におきましては、有機農業的なものにつきましては、まだまだ取組が少ないところでございますけども、そういった国の流れ等含めまして、今後につきましては、そういった環境に優しい農業についても研究等もしていく必要があるのではないかというふうにご考えているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 国の方針と、それから地方行政の方針が全く食い違っていないわけでありまして、国の方針は方針で大きなところがあって、それをいかに、それをと言いますか、地方は地方の特性を生かした独自の展開を地元の農業者、地元の住民の福利厚生、そういったところ、収入とかいろんな面で底上げをしていくことが、また国全体の力をつけていくことにもなるというふうに思うわけでありまして、それで最後のまとめとしてお伺いしたいんですが、国に食料・農業・農村基本法と言うものがありまして、これは農政の基本理念や政策の方向性を示すものであります。大きな理念としては、食料の安定供給の確保、農業の有する多面的機能の発揮、農業の持続的な発展とその基盤としての農村の振興を理念として掲げていると。もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としているということですが、これは世界的な食料情勢の変化に伴って、食料安全保障上のリスクが高まっているところから、見直しの議論もされているということですが、こうした中で、もう一回町としての農業政策について、そういった観点から考え直してみる、もう一度取組方を検討してみると言いますか、新たな視点で考えているところについての町としての考えがありましたら、お伺いして終わりたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議員おっしゃられましたように、国のほうにおきましては、今まで基本法の見直しということで議論されている中で、特に大きな議題になっておりますのが、今食料安保の観点から、この近年の厳しい状況の中で、そういった考えを踏まえながら、計画の見直し等が今、検討されているところでございます。町としましても、この食料安保と言いますか、町内のいかに自給飼料等の確保については必要と考えておりますので、先ほど言いましたけれども、今後とも耕畜連携等につきましては、新たな視点を含めながら、そういったことを含めながら取組を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 農業、林業の本町での重要性は非常に高いというふうに思っております。担当課長のほうからも申し上げましたが、町でできる範囲では、町で一生懸命進めていくということになりますけれども、食料安保の考え方、国の施策によるところが大きいのというふうに思っております。そこらは、これまでも要望はしてきたところではございますが、今後ともしっかりと国のほうへ要望を出していきたいというふうに思っております。ヨーロッパの農業の考え方は、まさにこうした考え方がある程度取り入れているというふうに思っておりますので、できるだけ日本もそういう考え方に消費者も含めてなっていくような運動をしていかなければならないだろうというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） これまでも地産地消ということはよく言われてきておりますけれども、いま一度そういったところの大切なところを考えていかないといけないんじゃないかなというふうに思います。そうした中で、大きな話だけでなく、その大きな話を支えていくのは足元であり、足元の農業者の皆さんが本当にどういう状況にあるのかということをよくよく足を運んで話を聞きながら、実態を知った上で取り組んでいくということが必要であろうというふうに思っております。今後とも取組について注視していきたいと思っております。以上で質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで亀岡議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をとります。11時までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 52分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。10番、服部議員の発言を許します。

○10番（服部泰征） 10番、服部泰征です。今回は、広島市との連携協約は生かされているかという題名で質問いたします。中国、四国地方では最大の人口を有する市でもあり、大企業の支店や観光庁の出先機関が多く拠点を置く広島市、また、国際平和文化都市としても有名で、先に開催されたG7広島サミットでも平和に関する発信が多く行われました。その広島市と隣接する北広島町は、連携中枢都市圏構想推進要綱に基づく連携中枢都市圏である広島広域都市圏を形成するため、地方自治法の規定に基づき、広島市と連携協約を締結し、平成28年4月1日より施行しています。そこで質問します。連携中枢都市圏構想とは何でしょうか。簡単に説明をいただきたいと思えます。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 連携中枢都市圏構想とは、地方自治法第252条の2第1項に規定された連携協約を指定都市などの一定の要件を満たす連携中枢都市と近隣の市町村が締結することによりまして形成される圏域でございます。地域の実情に応じて自由に連携する内容を協議することができ、地方自治法に裏づけのある政策合意を行うことができます。具体的には、国の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づきまして、人口減少、少子高齢化にあっても地域を活性化し、経済を持続可能なものとする。そして安心して快適な暮らしを営んでいけるよう、活力ある社会経済を維持するため、連携中枢都市と近隣市町が連携協定を締結することによりまして、圏域を形成し、圏域全体の経済成長の牽引、高次の、いわゆる高いレベルでの都市機能の集積強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を行うことで、社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としたものでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今、説明いただきましたが、この連携協約は、人口減少、少子高齢社会にあっても、広島市及び北広島町が圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を協力して実施することにより、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とするローカル経済圏を構築し、もって圏域の経済を活性化し、自律的で持続的な発展を図ることを目的とされています。そこで質問します。広島広域都市圏を形成している市町はどこでしょうか。また、その理由についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 令和5年5月現在、構成は、広島、山口、島根の3県13市15町の合計28市町で、その内訳でございますが、まず、広島県では、広島市、呉市、竹原市、三

原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町の10市8町、山口県では、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町の2市5町、島根県では、浜田市、美郷町、邑南町の1市2町でございます。理由でございますが、広島市の中心部からおおむね60キロの圏域内にある市町で圏域の一体的発展を目指し、様々な連携と交流を図る取組に賛同した自治体で構成をされております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今、説明いただいた市町の中で、そのうち連携協約を締結している市町はどこになるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 連携中枢都市である広島市と連携協定を締結している市町は、構成市町全て、12市15町、いわゆる先ほどは28、13市15町と申し上げましたが、広島市との連携協定ということになりますので、12市15町の合計27市町でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは、先ほど私も言いましたが、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とするローカル経済圏、これについて目的になるローカル経済圏の構築とは何を指すのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） ローカル経済圏とは、圏域内のどこに住んでいても豊かな暮らしを送ることが可能となるような、住民が愛着と誇りを持てる、誰もが住み続けたい、住んでみたいといった広島広域都市圏の形成を目指すため、お互いの地域資源を分かち合い、限られた地域資源を活用し、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を生み出すことによりまして、圏域内が自律的・持続的な発展をしていくまちづくりを目指すものでございます。この構築に向けましては、広島広域都市圏協議会に4つの部会から成り立つ広島広域都市圏産業振興研究会を設けまして、圏域内の構成市町が循環社会をつくるという共通認識の下で、各部会において継続的に協議を行いまして、新たな施策を企画・立案するものでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） さて、広島市及び北広島町は、この目的を達成するため、取組やその内容、それぞれの役割分担について掲げています。しかしながら、この取組については非常に多くの項目がありますので、一度に全てを質問することはできません。今回はその中の1、圏域全体の経済成長の牽引について質問いたします。取組、新たな施策の企画立案についてです。この内容は、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする、先ほど説明いただいたローカル経済圏を構築するため、圏域内市町等で構成する広島広域都市圏の産業振興に係る研究会を設置し、新たな施策の企画・立案に取り組むとなっております。また、連携市町の役割として、広島広域都市圏の産業振興に係る研究会に参画し、新たな施策の企画・立案に広島市と協力して取り組むとされています。そこで質問します。広島広域都市圏の産業振興に係る研究会に参画とありますが、この研究会の内容と開催の頻度は。また、北広島町ではどの部署が担当しているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 先ほど申し上げました広島広域都市圏産業振興研究会、4つの部会

から成り立つというのは先ほど申し上げたとおりです。その部会が4つの中のまず1つ目なんです、ものづくりの底力向上部会というものがございます。こちらは自動車をはじめとした基盤産業の圏域内の調達による循環を目的としたものでございます。令和4年度におきましては、部会を3回開催、取組状況につきましては、1つ目に自動車産業経営者会における最新技術などのセミナーの開催、2つ目に、多面的企業力向上研修会、3つ目にIT導入支援アドバイザー派遣事業、4つ目に、省エネ・再エネ化相談事業、5つ目に、広島広域都市圏デザイン連携事業を行っております。続いて2番目としまして、農水産物等地産地消推進部会、こちらは農水産物等の圏域内での地産地消による循環を目的としたものでございます。令和4年度におきましては部会を2回開催しております、取組状況につきましては、1つ目に、農作物生産・出荷促進商談会、2つ目に、地産地消PR事業、3つ目に広島湾七大海の幸PR事業、4つ目に、広島広域都市圏における水産振興を行いました。続いて3番目、木質バイオマス部会でございます。こちらはバイオマスエネルギーの圏域内での地産地消による循環を目的としたものでございます。令和4年度は部会を1回開催しており、取組状況につきましては、1つ目に小さな循環モデル・大きな循環モデルの推進、2つ目に圏域内の在住者を対象とした森林・林業関係講習会の開催、3つ目に、その他森林・林業施策に関する情報交換を行いました。最後に4番目です。観光振興部会。こちらは国内外の観光客の圏域内周遊による循環を目的としたものでございます。令和4年度は、部会を1回と、書面会議を2回開催、取組状況につきましては、1つ目に沿岸部の観光振興、2つ目に内陸部の観光振興、3つ目に圏域市町のPRイベントの開催、4つ目に圏域特産品の販売促進に取り組んでおります。本町におきましての担当課でございますが、全体の取りまとめを財政政策課のほうで行い、各々テーマや研究内容によって、各担当課と連携して参画をしておる状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 非常に多くの取組がありまして、これをまた一つ一つ細かくしていくと、とてもじゃないが時間が足りませんので、大きくこの4つの部会では、IT導入支援、それから省エネ・再エネ、また農作物生産出荷促進や地産地消PR、バイオマスエネルギーの地域内循環、それから内陸部の観光振興など、この北広島町にとって重要な内容が多くあります。この研究会に参画した結果は、町の施策にどのように反映させていくんでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 広域都市圏の目的自体が各市町自治体単独ではなく、この広島市を中心とした広域都市圏の圏域として発展をしていくということ、つまり本町が実施する施策についても本町独自ではなく、各圏域で施策を展開していくという目的がありますので、そういったものを活用しながら、かつ本町独自の事業に取り入れながら実際にやっていくという部分、本町の施策等に反映をさせていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） おっしゃるように、確かに単独では難しいと思います。広島全体で、広域都市圏全体で取り込まれるということで、また内容を教えていただければと思います。それでは、新たな施策の企画立案というのがありますが、この企画立案はできているんでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） こちらの産業振興の研究会におけます新たな企画立案でございますが、4部会とも新たな企画立案というのは当面は予定がありません。4年度に取組を数多くさ

せていただいているのは先ほど申し上げたとおりなんですが、そういった取組を継承しつつ、事業の拡大など図りつつ取り組む予定としております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 新たな企画立案は予定していなくて、令和4年度に引き継ぐということなんですが、一応目的として新たな施策の企画立案に協力して取り組むとあるので、この新たな企画立案は予定していないというのは何か理由はあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 新たな企画立案という部分については、詳細については、当方のほうでお伺いはしていないところではございますが、現状、広域都市圏を形成するに当たりましてビジョンと言うのを策定をいたします。そのビジョンの中で様々な計画でありますとか、やるべきことというのを決めて、それをどれぐらい達成できたかというところで、この実施の状況を図っているという状況がございます。なので、その中で現状の今ある計画をまずは遂行していくということが一つ大事ということ、新たな企画立案というのができていないのかというのは、あくまで推測にはなるんですが、そういったことではないかなというふうには読んでおります。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） なかなかこちらで、全て計画というわけにはいかないんでしょうが、一応書いてありますので、また新たな企画立案を積極的に進めていただいて、現在の進捗とか、そういうのが分かれば教えていただきたいと思います。次の取組にいきます。新産業の育成、創業支援についてです。この内容は、環境エネルギー分野及び医療・福祉関連分野における事業化や販路開拓に係る支援、地元大学などが持つ技術シーズを活用した創業などの支援など、新産業の育成や創業のための環境づくりに取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、各事業の実施やPRなどに広島市と協力して取り組むとされています。そこで質問します。現在実施されている事業は、PRはどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 議員ご質問の連携協約に基づき推進する具体的取組並びに連携市町の役割につきましては、先ほど財政政策課長が申し上げました広島広域都市圏発展ビジョン、これは本年の3月に改訂されておりますが、その中にまとめられております。新産業の育成、創造支援につきましては、新成長ビジネス事業支援事業、創業・ベンチャー支援事業、医療・福祉関連産業の育成、環境・エネルギー関連分野支援事業といった事業で実施されております。連携市町の役割といたしましては、セミナーや事業のPRをチラシ等で行っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 連携市町の様々な取組はここにありますが、この連携市町の役割としては、セミナーや事業のPRということなんですが、このセミナーや事業のPRのチラシを行っているとのことですが、セミナーはどこでどのぐらいの頻度で行っているのか、またチラシの配布はどのように行っているのか、もし分かればお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） セミナーの実施状況におきましては、本町が直接関わっているところも特にはございませんので、実数については、ちょっと把握をしかねております。それからPRなどのチラシにつきましては、関係する事業者へ向けたチラシの配布なり、PRの情報を

提供したりというような状況は実施いたしております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 令和5年度もこういったチラシは配ったという認識でいいのでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） その都度都度まいりますので、令和5年度につきましては、まだ、そういった実態はございません。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） その都度あれば配布していただけるということで認識しておきます。次の取組です。ものづくり産業の強化についてです。この内容は、デザインによる製品、サービスの付加価値向上や販路の開拓、自動車部品メーカーの課題解決に向けた取組を支援するなど、ものづくり産業における中小企業の競争力の強化に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、各事業の実施やPRなどに広島市と協力して取り組むとされています。そこで質問します。現在、実施されている事業やPRはどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） ものづくり産業の強化につきましては、ものづくり販路開拓支援事業をはじめ11の事業をものづくりの底力向上部会が推進し、実施しております。中でもものづくり企業の生産性向上を図る目的といたしまして、企業に専門家派遣を行い、現状分析や課題設定、取組等の支援を行う多面的企業力向上研修会の事業や課題解決力の強化を図るIT導入支援アドバイザー派遣事業、省エネ・再エネ化相談事業等が実施されております。連携市町の役割といたしましては、事業に取り組むものづくり企業の掘り起こしを行うとともに事業のPRを行っております。本町においても、これまで多面的企業力向上研修会への参加やIT導入支援アドバイザーの派遣を受けられた企業がございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） もしその受けられた企業というのがお伺いできれば、伺いたいんですが、大丈夫でしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 多面的企業力向上研修会の参加につきましては、令和2年に徳山産業、令和3年にジャパンエンジニアリングワークス、それからIT導入支援アドバイザーの派遣事業につきましては、令和4年度にオオアサ電子が取り組まれております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは先ほど説明いただいた中で、ものづくりの回答、11の事業を行われるとありましたが、この11の事業とは、どのようなものがあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） まず、ものづくり販路開拓支援事業、自動車産業経営者会の開催、自動車部品メーカー等を対象とする協議の場の設定、多面的企業力向上研修会の開催、自動車関連産業のデジタル化の推進、省エネ支援アドバイザーの派遣、デザイン活用推進事業、デザインネットワーク推進事業、広島グッドデザイン賞の実施、工業技術支援アドバイザー派遣、広島広域都市圏における企業誘致活動の連携。以上でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） これらの今、説明あった取組なんですが、中小企業にとっては大切な取組

が多くあると思います。ただ、規模の小さい事業者が自ら取り組んでいくのはなかなか体力が必要なんですが、答弁いただいたように、企業の掘り起こしが重要になると思われるんですが、この掘り起こし、どのようにアプローチしていくんでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） こちらの事業につきましては、自動車関連部品の事業者が主な対象となっておりますので、それぞれの関連される企業のほうからの照会等が主だったやり方になっております。町のほうからも、そういったものがありますよという広報等はさせていただいておりますけども、実際には、そういった関連企業からのご案内というところでの動きがあるようでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 主は企業による照会ということで認識しておきます。それでは次の取組にいきます。中小企業の経営強化についてです。この内容は、広島市中小企業支援センターにおいて人材育成や技術力の向上を図るなど、中小企業の経営強化に取り組むとなっております。また、連携市町の役割として、各事業の実施やPRなどに広島市と協力して取り組むとされています。そこで質問します。現在、実施されている事業やPRは、どのようなものがあるでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 中小企業の経営強化につきましては、広島市中小企業支援センター事業により、圏域内の中小企業経営者などを対象に人材育成や技術力の強化等を図るため、民間企業出身者で構成されるコーディネーターによる経営・技術上の課題解決や販路拡大についての窓口相談支援や経営者等向けのセミナーを実施しております。また、工業技術センターでの技術指導相談やデザイナーマッチングサイト「と、つくる」でのデザイン活用相談、マッチング支援なども実施されております。連携市町の役割といたしましては、事業のPRを行うとともに、本町でも令和4年度にデザインの活用セミナーを北広島町まちづくりセンターで開催をさせていただいております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 令和4年度に北広島町まちづくりセンターで開催されたということで、その参加者数と、また、この参加された方の反応はどうだったのか。また取組、今年度も行っていくのかについてお伺いします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 令和4年度に開催いたしましたのは、令和4年9月27日に開催をさせていただきまして、参加者は13名いらっしゃいました。デザイナーの方と、実際にそのデザイナーと連携をされて、製品のパッケージ等を作られた業者さんとのトークセッションというような形でのセミナーにはなったんですけども、セミナー後に、そのデザイナーの方との参加者との相談とかそういったことも行われております。実績といたしましては、今のところ、当方のほうではお聞きしておりませんが、そういった活用をされるということについては、かなり興味を持たれた方が多くいらっしゃいましたので、今後も引き続き、そういった取組については、しっかり参加を募っていきたいというふうに思っています。また、こういったデザインの活用セミナーについては、今年度、どちらでの開催というところまではちょっと把握はできておりませんが、継続して行われるようには聞いておりますので、また事

業者の方々にそういった情報を流していきたいと思います。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） やはりこれは、このようにマッチングサイトもしっかり活用していただいて、企業がしっかり盛り上がらないと、町は元気にならないと思いますので、町もできる限りの支援をお願いしたいと思います。次の取組に移ります。圏域の特産品の販路拡大の促進についてです。この内容は、圏域の特産品を集約し、広島市都心部において販売する場を設けるなど販路拡大や消費増大に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、特産品の集約や販売などに広島市と協力して取り組むとされています。そこで質問します。特産品の集約や販売などの現在の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 圏域の特産品の販路拡大の促進につきましては、圏域特産品の販売促進事業により圏域内市町の多様な特産品を集約し、都市圏等における販売場所の提供やオンライン商談会の実施、地域商社機能の活用、商品改良等に要する経費の補助を行っております。令和4年度には、ひろしま広域都市圏フェアを東京スカイツリータウン東京ソラマチで開催しております。連携市町の役割といたしましては、広島市とともに事業者に対する支援策等の検討を観光振興部会において行っております。また、圏域特産品の海外販路拡大支援により、圏域内の特産品事業者を対象に日本食に高い関心を持つ海外のバイヤーとの商談会を開催することともに、海外販路拡大支援や販売促進支援を行っております。連携市町の役割といたしましては、企業へ事業への参加の呼びかけを行っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） これ連携市町の役割ではないかもしれませんが、事業者に対する支援策の検討を行っているとのことだったんですが、具体的な支援策とか分かればお伺いします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 申し訳ございません。具体的な支援策は、今のところまだ検討中でございます。はっきりしたことは申し上げることができません。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 大体いつぐらいにはこれが分かるかという目途も難しそうですね。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 部会の開催も特に定期的に行っているわけではないので、広島市のほうで、担当のほうで音頭を取っていただいてやっておりますから、その中でいろいろな検討策が決められることと思いますので、ちょっと具体的な期日というものは分かりません。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 連携市町の役割としては、企業に、参加の呼びかけを行っているということですが、この参加の呼びかけに応じた企業というのは町内にあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） ちょっと今現在私が把握している中ではないんですけども、また確認ができ次第、お伝えさせていただければと思います。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 呼びかけは行って行って、またその結果は教えていただけるということで、積極的に働きかけをしていただきたいと思います。次の取組にいきます。観光プログラムの充

実についてです。この内容は、食をテーマとした長期にわたる周遊イベントの実施などにより、観光プログラムの充実を図るとともに積極的なプロモーション活動に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、食をテーマとした長期にわたる周遊イベントなどに広島市と協力して取り組むとされています。そこで質問します。食をテーマとした長期にわたる周遊イベントなどの現在の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 食をテーマとした周遊キャンペーンを実施し、圏域の食の魅力を発信することで観光客の周遊が期待できるということでございます。令和3年度以降、夏季及び冬季における長期周遊イベントやプロモーション活動を実施しているというような状況でございます。具体の検討は、沿岸部、内陸部、そして特産品活用方法、販路拡大の3つのワーキンググループで行われておりまして、本町は内陸部に当たりますが、そちらのほうでは、今年度までの3か年は、短期の期間といたしまして、素材の掘り起こし、モデルコースの策定、ツアー造成、歴史街道における観光ガイドの活用に基づき、その後の中期・長期につながるよう、検討、実施をしております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 現在、検討、実施をされているということですが、もし分かりやすい具体的な事業名等があれば、代表的なものでいいのでお伺いしたいんですが、今、分かるでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 先ほど申し上げました、本町が属する内陸部グループにおきましては、歴史ガイドを対象といたしましたガイド手法を学ぶ研修会を実施しております。その他、沿岸部グループでは、うまいもん巡りとか、酒蔵巡りということで、6種類7回の圏域市町を周遊するツアーを実施されております。圏域市町PRイベントといたしましては、海山マルシェ、広島広域圏28市町フェアと題し、海エリアと山エリアの2テーマに分けて、10月にそれぞれ3日間、物販とPRブースを実施し、本町からもこの事業に参加をさせていただいております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは、その次の取組について伺います。観光客の受入れ環境整備についてです。この内容は、国内外からの観光客等が安心して快適に圏域内で周遊、滞在できるよう観光情報の多言語による提供や広島駅観光案内所の機能強化、無料公衆無線LAN環境の充実など、観光客の受入れ環境整備に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、観光情報の他言語による提供や広島駅観光案内所の機能強化、無料公衆無線LAN環境の充実などに広島市と協力して取り組むとされています。そこで質問します。観光情報の多言語による提供や広島駅観光案内所の機能強化、無料公衆無線LAN環境の充実などの現在の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 本年度、広島市では、G7広島サミット関連事業として開催前後に観光案内所における英語以外の言語も対応できるよう多言語通訳サービスを導入しております。広域で統一的な無料公衆無線LANサービスの整備を促進し、主に外国人を中心とした旅行者が安心して快適に移動、滞在、観光することができる環境を提供することにより、旅行者の満

足度を高めるとともに広島市を拠点とする広域観光エリアにおける周遊の促進や滞在期間の延長を図ることを目的にHIROSHIMA FREE Wi-Fiのプロジェクトが平成28年度から展開をされております。HIROSHIMA FREE Wi-Fiでは7言語、HIROSHIMA FREE Wi-Fi Liteでは6言語を対象言語としております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今、説明いただいたHIROSHIMA FREE Wi-Fiや、HIROSHIMA FREE Wi-Fi Liteが使用できる場所というのは、町内に何か所かあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） HIROSHIMA FREE Wi-Fiにつきましては、町内では7アクセスポイント、芸北運動公園、大朝運動公園、千代田運動公園、豊平総合運動公園、どんぐり村、舞ロードIC千代田、八幡ハイランド191リゾート、いずれも屋外ですけれども、こういった7か所がございます。HIROSHIMA FREE Wi-Fi Liteにつきましては、2つのアクセスポイント、役場本庁、それからまちづくりセンターに設置をされております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） FREE Wi-Fiが7か所、それからLiteは2か所ということで、また、これに対応している言語、7つと6つと聞いてるんですが、それぞれお伺いしてもいいでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） HIROSHIMA FREE Wi-Fiのほうは、日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語、タイ語が対象です。HIROSHIMA FREE Wi-Fi Liteにつきましては日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語が対象です。中国語につきましては、繁体字と簡体字のそれぞれ2種類ございますので、合計で、その言語が対象となっているということでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） ちょっとこれは商工観光課長も難しいかもしれませんが、7言語と6言語、この違いは、何か理由ありますか。分からなければ大丈夫です。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） HIROSHIMA FREE Wi-Fiにつきましては、設置場所といたしましては、主には公共施設、商業施設、交通拠点ということでございます。HIROSHIMA FREE Wi-Fi Liteにつきましては、主には飲食店、ホテル、店舗などに、主にこれは民間によって整備されてるということでやっておりますので、そういった言語の若干の違いがあるというふうに理解をしております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 了解しました。それでは次の取組にいきます。国際会議等の誘致についてです。この内容は、圏域内の地域資源を活用して、魅力的なユニークベニューやアフターコンベンションの開発など、MICE、これは国際会議等、これの受入れ体制を充実し、誘致に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、魅力的なユニークベニューやアフターコンベンションの開発などに広島市と協力して取り組むとされています。そこで質問します。

まず、このユニークベニュー及びアフターコンベンションとはどういう意味でしょうか、簡単に説明をいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） ユニークベニュー、アフターコンベンションはどのような意味かというご質問でございますが、一般的にユニークベニューというのは、博物館、美術館でありますとか、歴史的建造物、神社仏閣、城郭、庭園や公園、商店街、公道などの屋外空間を活用しまして会議、レセプションを開催することにより、特別感や地域特性を演出できるという会場演出といった意味でございます。次に、アフターコンベンションといいますのは、シンポジウムや博覧会などの会議、大会後の催し物、いわゆる大会、会議の後の催し物をされるということであるというふうな意味で捉えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは、そのユニークベニューやアフターコンベンションの魅力的な開発などについて現在の状況についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 広島広域都市圏におきまして、現在、ユニークベニューとしまして20の施設が利用可能ということになっております。アフターコンベンションにつきましては、それぞれの会議等に、その裁量は委ねられている状況であると思えます。例を申しますと、先日開催されましたG7サミットにおきましては、様々な形でのアフターコンベンションが実施されまして、広島の魅力を発信されたというところでございます。引き続きまして、圏域全体で国内外への広報活動など行いまして、国際会議等での利用促進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今、説明いただいた中で、20の施設があると説明がありましたが、この20の施設のうち、町内にはあるんでしょうか、この施設というのは。お伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） ユニークベニューとして広域都市圏で指定されております施設の中で、本町の施設はございません。近くで言いますと、広島市でありますとか安芸高田市にはございますが、本町の施設としては、広域都市圏の、ホームページも閲覧は可能なんですけど、施設としては載っておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 本町にはないということで、一応目標として、このユニークベニューやアフターコンベンションの開発などに取り組むとありますが、具体的には、どのように取り組んでいくのかについてお伺いします。また場所とか、もし今後めどがあれば、それについてもお伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） ユニークベニュー、アフターコンベンションもその関連になると思えますが、施設をまず設定する際には、恐らく国際会議等の人数とか規模、どういった形での提供ができるかというところが大変重要になってくると思えます。当然本町の施設についても使っていただけるものなら使っていただきたいという思いはございますので、そういったところをいろいろ情報収集しながら、活用できるものということで、活用できるのであれば、広島

広域都市圏というツールを使いまして紹介をさせていただくということになるかと思います。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） そうですね、活用できるものはやはり積極的に活用していただきたいと思いますので、引き続き研究をしてみてください。次の取組にいきます。圏域内で生産された農作物の消費拡大についてです。この内容は、圏域内市町の農産物の活用に向けて、学校給食におけるモデル事業を実施するなど、圏域内で生産された農作物の地産地消を進め、消費拡大に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、圏域内市町の農産物の活用に向けて学校給食におけるモデル事業の実施などに広島市と協力して取り組むとされています。そこで質問します。圏域内市町の農産物の活用や学校給食におけるモデル事業の実施などの現在の状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 圏域内で生産された農産物の消費拡大につきましては、広島広域都市圏農水産物等産地消推進部会に取り組んでおります。その中で、本町におきましては、北部エリア部会の中で取組を進めているところでございます。令和4年度におきましては、マツダスタジアム及びフードフェスティバルにおきまして、各市町の野菜等のPRをしたところでございます。令和5年度につきましても同様の取組を予定しているところでございます。また、新たにレシピでありますとか、レシピ動画についてのホームページ等でのPRも現在計画されているところでございます。なお、学校給食におけます広域のモデル事業につきましては、北部エリア部会では、特には取り組んでいない状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） マツダスタジアムとかフードフェスティバルにおいてはPRされているということで、先ほどお答えいただいた中で、学校給食におけるモデル事業取り組んでいないとあったんですが、なぜ取り組んでいないのか、その辺の理由について伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） このモデル事業につきましては、広島市内の学校給食センターへの地産地消のさらなる調達ということで計画に上がっておりますけれども、その部分については、まだ実際の動きがないというところでございますので、また今後、今から検討されていくようなことになるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 広島市内の給食センターということで、食料の地産地消の重要性というのとは高くなっていると思います。子どもたちの地域の愛着も高くなると思われますが、町として農業、農家の皆さんされていますが、今後、取り組む計画というのはあるのか伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 学校給食への地産地消は大変重要でございますので、あくまでモデル事業は、広島市の学校給食というふうになっておりますけれども、そういったところが広域でほかの市町も含めて、どういったところができるかにつきましては、また部会の中で検討していくことになるのではないかとこのように考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 取組を進めていくというふうに考えておきます。次の取組です。健全な森

林の育成、保全についてです。この内容は、自伐林業の支援に係るモデル事業の実施等踏まえ、木質バイオマスの活用によるビジネスモデルの構築を図るなど、健全な森林の育成・保全に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、木質バイオマスの活用におけるビジネスモデルの構築などに広島市と協力して取り組むとされています。そこで質問します。木質バイオマスの活用によるビジネスモデルの構築の現在の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 木質バイオマスの関係でございますけども、広島広域都市圏産業振興研究会のバイオマス部会のほうで検討しているところでございますけども、特に循環型モデルの推進を図るため、小さな循環モデルとして森林から未利用材等を地域の温浴施設の燃料として流通をしております芸北オークガーデンの活用についてを検討、協議しているところでございます。今後は、木質バイオマス発電に向けての燃料材の生産でありますとか供給について、部会等のほうで研究を進めていくような計画になっております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 未利用材、オークガーデンにて行われているということで、バイオマス発電、これはゼロカーボンへ向けてバイオマス発電、今後も重要になってきますが、生産供給に向けた具体的な取組、これは今、計画はないかもしれませんが、もし具体的な取組があれば、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この広域での部会の大きな研究テーマとしまして、中山間地域に眠っております間伐等の未利用材の有効活用に向けて労働力でありますとか、私有材搬出・買取り、販売等の課題等を整理することになっております。そういったところを広域でどのように取り組んでいくかを研究していく部会になっております。そういった大きな循環につきましても、まだ具体的にどうしていこうということはございませんけど、大きな研究テーマになっておりますので、今後、この部会の中で検討していくようなことになるというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 本町もゼロカーボンシティ宣言してますので、しっかりと取組を進めていただきたいと思います。次です。水産資源の確保についてです。この内容は、圏域のカキ養殖を中心とした漁業経営の安定化を図るため、水産資源の確保や消費拡大に取り組むとなっています。また、連携市町の役割として、各事業の実施やPRなどに広島市と協力して取り組むとされています。そこで質問します。現在実施されている事業やPRは、どのようなものがあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 水産資源の現在の状況でございますけども、現在の実施事業としましては、広島広域都市圏産業振興研究会の農水産物等産地消推進部会におきまして、ひろしまフードフェスティバルでありますとか、そうした各種のイベントでの流通、消費拡大のためのPRでございますとか、水産振興の現状の課題の共有化を図ることから、課題解決に向けての協議連携を広域の中で協議しているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今、説明いただいた中で、水産振興の課題というのがありましたけど、もし

具体的な課題があれば、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この水産振興部会、今は特に瀬戸内海を中心にした動きを特に行っているところでございます。そういった中で、本町のような内水面のところが中心の所につきましては、そういったとこにどういうふうに取り組んでいくかにつきましては、また、その部会の中で協議を進めていくような状況だというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 現在は、その課題というのは具体的なものはないと考えて良いでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 特に今部会の中では、瀬戸内海を中心にした、どういうふうにも水産振興をしていくかのほうが大きなテーマになっておりますので、その部分につきましては、なかなか本庁としての取組が内水面が中心になっておりますので、少しどういうふうにしていくかというのは、考えていくかについて、今課題というふうには思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 分かりました。次の取組です。地元企業における若者の雇用促進についてです。この内容は、圏域内市町や経済界、地元大学等と連携し、若者が地元企業をより深く知ることができる機会を確保するなど、地元企業における若者の雇用促進に取り組むとなっております。また、連携市町の役割として、若者が地元企業をより深く知ることができる機会の確保などに広島市と協力して取り組むとされています。そこで質問します。若者が地元企業をより深く知ることができる機会の確保などの現在の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） この事業につきましては、若者人材の地産地活を支援するという事業の中で、地元企業における若者の雇用促進についてということで、若い世代の介護職理解促進事業、広島広域都市圏UIJターン促進協議会事業、有給長期インターンシップといった地元企業と若者を結びつける事業を実施しているということでございます。連携市町の役割といたしましては、高校、大学や受入れ企業等との連絡調整に協力をしているということになっております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） ただ今、説明いただいた連絡や調整を行っている学校があるということですが、そういった学校はどこがあるのでしょうか。また拡大していくことを検討されているのか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） この広島市との連携協定の中での活動としては、特にはございませんけれども、本町独自では、いろいろと県内の大学とか高校とかと情報の発信等行っておるような状況でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） この中でやってなくて、独自でやってると、何か理由とかがありますか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） この事業の流れといたしましては、今現在、集まって協議をするという中ではなくて、今後進めていく中での状況になってこようとは思っています。本町におきまし

ては、今企業ガイドをウェブ版にしたりとか、そういった取組をしながら、町内の企業の紹介をさせていただき、若者につなげていくというような事業を進めておる状況でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 学校、どのぐらいと調整しているのか、もし数が分かればいいですが、分からなければ大丈夫です。最後です。少子高齢化や人口減少、働き手の不足などにより多くの自治体が課題を抱えています。今後は自分のところの自治体だけでなく、広島県や中国地方など近隣市町との連携により、観光や宿泊だけでなく、医療や経済など生活の場においても、近隣市町との連携は非常に大切になってきます。今回は、その中で、1、圏域全体の経済成長の牽引について掘り下げてみました。そこで最後に町長に質問します。北広島町において、圏域全体の経済成長の牽引をしていくため重要になってくるものは何でしょうか。また、それを行うためには組織づくりや人づくり、町内企業や住民との協力が必要になると思われませんが、今後どのように取り組まれるでしょうか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 圏域全体の経済成長の牽引をしていくためには、まずは、本町においての課題である人口減少や少子高齢化、過疎化などに対応するため、住民や地域、企業、団体が総力を結集して北広島町に暮らし、関わる一人ひとりが自分らしく活躍し、様々な人とつながり、みんなが主役のまちづくりを進めることが重要であると考えております。併せて中枢都市である広島市と隣接している本町の特性を生かし、企業や観光客の誘致、関係人口の増加などを目指した各種施策を町民の皆様と協働で取り組むことにより、本町並びに広島広域都市圏の圏域全体の発展につながるよう取り組んでまいります。また、連携につきましては、広島市だけではなく、共通するテーマがあれば、2市町3市町での連携も必要であると考えております。現にそうした取組も一部しているところでございます。特に広島県で実施している広島県水道広域連合企業団などはよりよい例となると思っております。他の事業でもメリットができるものについては積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 多くの課題を解決していくためには、隣接する市町との連携は欠かせず、連携協約の重要性は高まってくると感じており、今回は、1、圏域全体の経済成長の牽引について質問しました。次回は引き続き、2、高次の都市機能の集積・強化などについて質問したいと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで服部議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。午後1時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 00分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊 俊文） 再開します。午前中に引き続き、一般質問を行います。ここで、商工観光課長より発言の申し出がありますので、これを許します。商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 先ほどの服部議員のご質問の中でお答えできなかったことがありましたので、お答えをさせていただきます。圏域の特産品の販路拡大の促進についてというご質問の中で、市町の役割といたしまして、事業者への参加の呼びかけを行っているというふうにお答えしました。その実績といたしまして、東京での販売促進の事業については、町内からの出品などはございませんでしたけれども、市内で海山マルシェという事業を行っておりまして、その山エリアの中で本町から2つの事業者に出させていただきました。そちらにつきましては、この連携協定の中で事務局より推薦があったものに対して町からもお願いをしたというふうな状況がございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 2番、伊藤立真議員の発言を許します。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。今日は、先に通告しております新型コロナウイルス感染症対策の検証と今後の対応ということについて質問をしております。コロナ禍が始まって3年半が経過をしました。まだマスクをしている状況が続いているというふうなことになります。ここは、自由ということで、私は今日はしておりませんが、いまだにこういう状況です。先月の5月8日から新型コロナウイルス感染症は、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが2類感染症から5類感染症になりました。インフルエンザと同じ類に位置づけられるということになったことから、先ほど申したように、3年半前、コロナ禍前のような日常生活のにぎわいが少しずつですが、戻りつつあるように思います。ちょっと経過を振り返ってみます。2019年12月に中華人民共和国武漢市で初めて検出されたと、コロナウイルス。一般的に言われていますが、それ以前に欧州で抗体が検出されていたという情報もあって、いまだにウイルスの起源は明らかにはなっていません。感染確認後、2020年には世界中に感染が拡大し、同年8月までに感染者数は世界で6億人を超え、世界的流行、いわゆるパンデミックを引き起こしました。その後、ワクチンの開発普及や治療法の確立から、新規感染者数や死者数が減少したことを踏まえ、世界保健機構（WHO）が2020年1月30日に宣言した国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態は、2023年、今年の5月5日に終了が発表されています。日本における感染状況を見てみると、厚生労働省の発表によりますと、5月8日現在で国内陽性者数は3380万2739人、死亡者数は7万4669人となっています。日本の人口が1億2447万人なので、約27%、国民の3人から4人に1人の割合で感染されたということになるかと思えます。北広島町では、5月7日現在になりますけれども、3907人の感染が確認されており、町人口の約23%の方が感染されているという計算になります。全国平均よりも低い感染者率にはなっています。これは地域的な状況、条件というのもあるかと思えます。また、5月8日以降、新規感染者数は定点医療機関、これは全国約5000か所からの報告に基づくものになりましたけれども、新規感染者数は5月8日から14日の間では、全国で1万2922人、5月29日から6月4日、これが最近の情報ですけれども、これが2万2432人というふうに公表されています。今、やや増加しているという状況に転じているようです。2類感染症から5類感染症に位置づけられたものの、完全に終息したわけではなく、いまだに重篤化に至る方もあることから、手放しでは、コロナ前のようなわけにはいきません。いわゆるウイズコロナを意識しながら、できる感染対策は続ける新たな生活様式の時代になったと受け止めるのがいいかもしれません。新型コロナウイルス感染症が

世界に蔓延し始めた頃から、感染拡大抑止のためにワクチン開発が急ピッチで進められ、2021年（令和3年）2月14日にファイザー製の新型コロナワクチンが製造・販売・承認され、5月には武田・モデルナ製、アストラゼネカ製のワクチンが製造・販売・承認されました。ファイザー製のワクチン承認を受け、2月17日から医療従事者等を対象に臨時接種が始まり、4月12日からは高齢者等への接種が進められました。この頃から北広島町でもワクチン接種が始まり、ワクチン接種の特例臨時接種期間は、令和6年3月末まで延長されたことから、現在でも自己負担なしでワクチン接種を受けられる体制が維持をされています。今回の一般質問でも新型コロナウイルス感染症対策、これに関わる経過であるとか、あと交付金関係の実態であるとか、あるいは検証、今後の対応について質問を進めていきます。まず、北広島町では、2020年（令和2年）12月に一例目の新型コロナウイルス感染症の患者が確認されたと発表されています。それ以降、現在までの感染状況と動向について把握されていることをまずは伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 国内の感染状況との関連で申しますと、首都圏や関西圏で感染者が増加すると、その2から4週間後ぐらいに広島市で増加し始め、本町も感染が増え始める傾向にあったように感じております。特に人的交流があるイベント等の時期において感染者が拡大しておりました。また、これまで流行の波が8度ございましたが、特に昨年度の第7波と第8波では、本町感染者3907人のうち、約7割強の方がこの間感染され、医療の逼迫など大きな影響を受けております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 北広島町での感染の状況、大体首都圏や関西圏で感染者が増加すると、その後、2週から4週間位後に感染者が増え始めた状況だったというふうなお話でした。ワクチン接種が開始されてから、これら感染者の増減についての動向はどういうふうに把握されているでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） ワクチン接種開始後におきましても、感染者の流行の波は訪れております。しかしながら、感染予防と重症化防止に一定の効果があったものと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ワクチン接種自体は、強制接種ではないので、受けられてない方もいらっしゃいますけども、総じて感染予防と重症化の防止に一定の効果があったということ、途中で変異株の発生等々もあって、なかなか対応は難しかったかもしれませんが、一定の効果があったという把握ということです。これに関連するんですけども、町内のワクチン接種状況について、詳細はホームページにも公開はされてはおりますけども、回数別、あるいは年代別の状況、これをお伺いします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 本町では、令和3年5月からワクチン接種を開始し、多い方で5回の接種が終了しております。5月7日までの接種総数は、延べ5万4856名になります。5回接種された対象は、60歳以上の方、基礎疾患を有する方及び医療・介護従事者の方になりますので、60歳以上の方と60歳未満の方について、接種状況を答弁申し上げます。60歳以上の方で1回目接種者は7638名、2回目7625名、3回目7048名、4回目6719名、

5回目5307名で、延べ3万4337名になります。60歳未満の方では、1回目接種者は6291名、2回目6273名、3回目5082名、4回目2403名、5回目470名で、延べ2万519名になります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、60歳以上の方、未満の方ということで、回数ごとに分けて接種人数をお答えいただきました。今、お聞きしますと、60歳以上、60歳未満の方ともに接種回数が増えるごとに接種者が少なくなっているという状況がうかがえます。これら減っている要因については、どのようなお考えをお持ちか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 60歳以上の方につきましては、割と接種が進んでおるように感じておりますが、60歳未満の方では、だんだん接種回数が増えるごとに少なくなってきたように感じております。その辺のことにつきましては、例えば、副反応等々がございますが、接種回数が増えるにつれて、もうあんなつらい思いをしたくないでありますとか、もう打ったんでいいやといったような接種慣れ等が考えられると思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 副反応のことであるとか、接種を受けられる方によっては、ワクチンの製造メーカーの種類、これらも一つの要因というふうになったのかなというふうには思います。

さて、ワクチンの使用期限切れとなって処分されたものというのが、いろいろニュースの中でも取り上げられた時期があります。北広島町において、同じようにワクチンの使用期限切れとなって処分されたものはあるでしょうか。また、あれば、どれぐらいの量のものが処分されたのか伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） ワクチンメーカーによりまして、1バイアル当たりの接種回数は異なりますが、使用期限切れとなって廃棄したワクチンは370バイアルで、4233人分になります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） かなりの費用が使われて、使用期限切れとなってしまったものがあると。これはある意味仕方ないことなのかなと思いますけども、4233人分も廃棄をされたというふうな実態があるということです。これからのワクチン接種の計画、先ほどお話ししたとおり、来年の3月、今年度いっぱいまで接種事業は続いていくということになりますけども、これからのワクチン接種の計画はどのような計画になっているのか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 今後のワクチン接種でございますが、感染症法上の位置づけが5類感染症になった5月8日から、多い方で6回目となる春開始接種を実施しております。対象は、65歳以上の方、基礎疾患を有する方及び医療・介護従事者の方になります。また9月から、5歳以上で初回接種を終了されている方を対象に秋開始接種を予定しております。無料で接種できる期間が令和6年3月31日までとなっておりますので、希望される方が接種できるよう、医療機関にご協力をいただきながら、体制を整備してまいります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 65歳以上の方に6回目が今、案内が行っていると。また、9月から5歳以上、

1回接種をされている方には秋接種で案内をするというふうなこと、これらも心配な方は積極的に接種を受けられるようなアナウンスをしていただければというふうに私は思います。さて、今、町内の新型コロナウイルスの感染状況、あるいは接種の状況について伺いましたけども、コロナ感染症、これ世界的な流行、感染拡大からコロナ感染症の対応について日本国政府は、国民の生命と生活を守るため、医療提供体制の確保、ワクチン接種の推進、検査の環境整備、地域経済・住民生活の支援など、国、地方の総力を挙げて実施する必要がある、その現場を担う地方公共団体が財政面で心配なく感染症対策に取り組むことができるよう、国において必要な財源を確保することが重要として、超巨額の財政措置を講じています。ちょっと調べてみると、いわゆるコロナ予算ですけども、流行が本格化した2020年（令和2年度）だけで、総額77兆円、国民1人当たりになると約61万円に相当すると言われていています。どれだけ巨額かということが、東日本大震災の復興予算、これが10年で総額32兆円とされておりますので、いかに異次元の規模の予算措置かということが分かると思います。2022年（令和4年）2月7日に内閣府が発表した日本経済に関する報告書によると、政府が実施した経済対策の事業規模は、総額約293兆円との集計結果を示したという報道がありました。実に国の国内総生産GDPの54%に相当する金額です。もうこうなると想像できない額、規模になります。2022年（令和4年）11月には、会計検査院が令和3年度の決算検査報告書を提出したと報道がありました。報告書には、2021年（令和3年度）までの3年間に政府が取り組んだ新型コロナウイルス関連対策・関連施策の執行状況のまとめが盛り込まれていて、政府のコロナ関連事業全体の執行状況が明らかにされるのは初めてということで注目をされました。それによると、特定できた予算総額は1367事業、計94兆4920億円、うち76兆4921億円が支出済みで、執行率は80.9%ということでした。項目別では、感染症防止対策が15兆8855億円、経済雇用対策が50兆7807億円、地方創生臨時交付金が9兆4375億円、令和4年度への繰越しが13兆3254億円、不用額が4兆6744億円というふうな内容だったようです。この事業別で最多の支出となったのは、1人当たり10万円が給付された総務省の特別定額給付金事業で、これには12兆7723億円が充てられているようです。加えて会計検査院は、各省庁に対して、支出済みの繰越しや不用となった金額などについて、国民に分かりやすく情報提供するということを求めています。ということもあって、これらのコロナ関連予算が北広島町本町にどのぐらい措置されて、どのように使われていったのかというのをこれから伺っていきたいと思います。これまでに国から交付されたコロナ関連の交付金等、総額は一体いくらになりますか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 令和4年度までに国から本町に交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、特別定額給付金や住民税非課税世帯等臨時特別給付金、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る交付金や子育て世帯支援、保育施設支援などの福祉関係の交付金、それらを合わせまして総額で約41億円となっております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） コロナ関連の予算と言うか、交付金等が本町には約41億円交付されているというふうなお話でした。お話に先ほどありました特別定額給付金事業や新型コロナワクチン接種事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、目的ごとではそれぞれのぐらいの金額になっているのかお伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 目的ごとの内訳を申し上げます。まず、令和2年度から令和4年度に実施した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、総額で13億1800万円、令和2年度に実施した特別定額給付金給付事業が約18億3000万円、令和3年度から令和4年度に実施した住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業が約3億5000万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業が約2億8800万円、令和2年度から令和4年度に実施した子育て世帯支援などが約3億900万円となっております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、総額41億円のそれぞれの項目ごとの内訳をご説明いただきました。この中で、目的の限られた交付金事業も当然あるのではということではありますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これは内閣府の発表によりますと、コロナ対応のための取組である限り、原則、地方公共団体が自由に使えるというものであり、令和2年度の第1次補正予算、これ1兆円組まれてますけれども、これ以降、令和5年3月28日までに18兆3260億円が措置をされております。北広島町に交付されたこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和2年度から令和4年度の間で13億1800万円余りというお話でしたけれども、その使い道について、感染対策、あるいは事業者支援、生活支援、環境整備、地域団体支援の項目、こういったカテゴリーで区分した時、それぞれの事業数と金額、どのぐらいになるかお伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、議員のほうから、自由に使えるという言い方でおっしゃられましたが、実際のところ、自由に使えるというか、地方の裁量でというところでの交付金というふうになっております。こちらの交付金を活用しまして、本町が実施させていただきました様々な支援につきまして、支援項目ごとに申し上げます。なお、今から申し上げます項目につきましては、当方が独自に実績によりまして分類したものでありますので、国の施策項目とは若干異なるところがあるということをご承知おきいただければと思います。まず、感染対策としましては、33事業で約1億2900万円、事業者支援としましては、27事業で約4億1800万円、生活支援としましては、13事業で約7400万円、環境整備としましては、17事業で約6億8000万円、地域団体支援としましては、5事業で約1500万円となっております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ちょっと質問の中で、自治体の裁量でというふうなことを抜かしておりました、ごめんなさい。今、お話いただいたとおり、令和2年度から令和4年度の間で、本町で13億1800万円余りを95の事業に充てていたというふうなお話の内容でした。これまでに経験したことのないこういった感染症の対策だけに、こういった事業を推進するにしても、行政としても各事業の実施について、感染対策を取る必要もあったでしょうし、相当な負担が伴ったことは容易に想像できます。懸命に取り組みながらも、想定どおりに、思い描いたように進まなかったこともあるんじゃないかなと、事業の中であるんじゃないかなというふうに思います。例えば、例を挙げると、私が思ったところで言うと、ワクチン接種の予約、当初、なかなか電話が繋がらないということで、私が聞いた最高の回数は600回かけたというのを聞きましたけれども、ようやくそれでつながったというふうなお話を伺ったり、ウェブ予約がなか

なかできない、あるいは分からないというふうな声をお聞きして、一般の方であるとか、あるいは職員の方がウェブ予約のサポートされたりというふうなことも過去ありました。また、近年マイナンバーカードの交付推進というのも積極的に行われておりますけども、これらも今後のことをスムーズに行うためというふうな理由も一因あるのではないかなと思ったりもしています。本町で実施された事業について、実施方法や効果など一定の検証をされている、あるいはこれからされるんだと思いますけども、現時点でいくつかの事業について実績、成果、あるいは課題の把握、解決に向けての取組が考えられているか、全ての関係課に伺いたいところですが、特に額の大きい6つの所管課に回答をちょっと求めます。まず、総務課所管では、特別定額給付金給付事業や住民税非課税世帯等臨時特別給付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による無線システム普及支援事業、F T T H化事業など、総額で28億円余りになると思いますが、実績や成果について、まず伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 令和2年度に町民1人当たり10万円を給付した特別定額給付金に18億3090万円、給付人数は1万8309人で、給付率は99.8%です。令和3年度及び令和4年度の住民税非課税世帯に世帯当たり10万円を給付した臨時特別給付金に2億4240万円、給付世帯数は2424世帯で、給付率は95.7%です。また、令和4年11月には、電力・ガス・食料品等の価格高騰により家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、世帯当たり5万円を給付した臨時特別給付金に1億835万円、給付世帯数は2065世帯で、給付率は94.1%です。どの給付金におきましても、対象者の9割以上の給付率となっており、新型コロナウイルスや価格高騰により影響を受けられた方に対し、生活・暮らしへの経済的な支援が図られたものと考えております。給付金以外では、光ファイバー網の整備やフリーWi-Fiの整備、リモートワークやウェブ会議用端末の導入、感染予防対策のための公用車導入や消耗品の整備、さらには指定管理施設物価高騰支援金などを実施しています。いずれも徹底した感染予防対策や密を避け、新たな生活様式に対応するため、また、あるいは物価高騰の影響を受けた町民、団体への支援の一助になったものと考えています。また、コロナ禍をきっかけに普及したリモート端末を使用した業務は、しっかりと定着をいたしまして、外部関係機関とのウェブ会議やオンラインセミナーはもとより、管理職による連絡調整会議や職員研修などでも積極的に使用しており、密の回避や移動時間の短縮、省エネ推進にも役立っているものと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、給付金等で経済的な支援が図られた、あるいは、冒頭申し上げた、新しい生活様式に関連するような、いわゆるネット環境の整備、リモート端末を利用した会議等々、いろんな効果なりをお話いただきました。これらの実施に当たっての課題の把握であるとか、課題があるとすれば、その解決に向けて取組をどのように進めていくか、こういった考えがあるかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 課題としましては、給付金については、100%の給付になっていないということが上げられようかと思えます。ただし、連絡不能の世帯がある場合、関係課などに照会をかけるなど、所在の探索にも取り組みましたけども、特定まで至らない方のほうが多い状況でございまして、申請手続の事務の限界を感じております。令和5年度におきましても、

価格高騰の家計への影響がより大きい住民税非課税世帯に対して、世帯当たり3万円を給付する臨時特別給付金の申請書の発送準備を現在進めているところでありまして、対象の世帯へできるだけ速やかに給付できるよう努めてまいります。給付金以外でも幅広い事業を実施していますので、ここで個別に課題を述べることは差し控えますけれども、主だった事項を上げるとすれば、今後ますます社会全体のIT化が進んでいく中、職員も町民もデジタルスキルやITリテラシー向上へより一層の意識啓発、普及に取り組んでいく必要があると考えております。また、エネルギー価格が落ち着くどころか、さらなる値上げが見込まれるなど、指定管理施設にあっても影響が長引き、収支の悪化が懸念されております。指定管理者からも支援の要請を耳にしております、これにいかに対応していくかが課題であると考えております。厳しい財政状況の中ではありますけれども、可能な限りの支援策を講じていけるよう、関係課と連携して準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、るる課題なり、これからの方向性をお答えいただきました。給付金については100%至っていないというのは、ちょっと疑問に思っていて、それをちゃんと課題として意識されているというふうなことを感じさせていただきました。続いてなんですけれども、保健課に伺います。新型コロナワクチン接種事業や地方創生臨時交付金による感染防止対策など、総枠で3億円を超えていると思いますが、実績や成果についてお答えをお願いします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 新型コロナワクチン接種事業につきましては、令和3年5月から開始し、先ほど議員が言われたとおり、開始当初は接種予約に関して大きな混乱が生じました。しかしながら、郡医師会や町内接種医療機関のご理解、ご協力により、国の示す接種スケジュールに沿って、希望される方が接種できたものと考えております。接種医療機関におかれては、感染対策を図りながら、通常の医療提供体制の維持、そしてワクチン接種と大変なご負担をおかけしましたが、しっかりと対応していただき、町としても大変感謝しております。事業費につきましては、令和3年度約1億5300万円、令和4年度約1億2600万円で、全て国庫支出金で賄われております。また、地方創生臨時交付金を活用した感染対策につきましては、令和2年度、医療機関や役場庁舎、町有施設の感染防止対策物品の購入、本庁・支所、町有施設の感染対策や医療機関と連携を取りながら、必要とされる衛生資材を配布することができました。令和3年度につきましては、医療・介護施設へ衛生資材、アルコール、マスク、ガウン、手袋などを購入し、配布させてもらっております。また、発熱患者の受入れやワクチン接種体制構築支援として感染対策費やワクチン接種回数に応じた協力金を助成しております。令和4年度は、医療・介護施設へ衛生資材を購入し、定期的に配布させてもらったり、クラスター発生施設へ必要な資材をお持ちしました。また、事業者支援としまして、物価価格高騰支援として、介護施設、事業所へ食材費や電気料に対する支援を実施しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、実績についていろいろ詳しくお話をいただきました。実施に当たって、課題があるとするれば、その解決に向けて何か取り組むべきことということは、今、お話いただいた以外にはないでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） ワクチン接種につきましては、これまで国の接種方針が変化してきてお

る実態がございました。例えば、対象者の拡充でありますとか、接種回数が増加したり、あるいは接種間隔の短縮といったようなこともございました。しかしながら、ワクチンを接種することで自身の発症を予防し、感染や重症化を予防する効果があると同時に、感染すると重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患をお持ちの方を守る効果があるといったようなことで町のほうは接種を勧めておりましたが、やはり先ほど少し触れましたが、副反応、発熱、あるいは接種部位の疼痛であるとか倦怠感、そういったものを経験された方もいらっしゃいますし、接種回数が増えるにつれて、もうあんなしんどい思いをしたくないとか、ワクチンメーカーによる接種を戸惑われたり、またお若い方ほど、感染しても重症化リスクは低いといったようなことがございまして、デマも含め、そういったうわさがSNS等で拡散していったのも事実でございます。町としましては、ワクチン接種の必要性や正確な情報をどう伝えていくか、ホームページや情報アプリ、LINE、音声放送を活用するとともに、電話相談等でも丁寧で分かりやすい情報発信、こういったことが必要であると痛感しております。また、医療用物資等の感染対策につきましては、発生初期の段階では、マスクやアルコールなど、衛生資材等については需給の逼迫が起り、町民の方も入手しにくい状況が発生したり、医療機関においては、医療用マスクや個人防護具の不足、オミクロン株の感染拡大時の抗原定性検査キットなど不足したような状況が発生しております。町におきましては、医療機関や介護施設、事業所と感染者の動向や不足する衛生資材の情報を共有することで、町で確保したマスク、アルコール、ガウン、手袋、フェイスシールド、抗原定性検査キットなどの医療物資を十分とは言えないまでも、必要な資源につなげられたものと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、お話の中で、正確な情報の提供が必要ということ、これは思います。いろんな情報が流れる中で、何が正しくて、何が誤りなのかということがなかなか今、判断しにくい状況ということを考えれば、これからの教訓になるのかなと思います。さて福祉課所管ですけれども、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰に伴う対策事業、地方創生臨時交付金による子育て応援給付金事業など、総額で3億円を超えていると思いますが、実績や成果について伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 福祉課が所管します新型コロナウイルス感染症に伴う対策事業としまして、これまで子育て世帯への支援、保育施設への支援、障害福祉サービス事業所への支援、生活保護世帯への支援を実施し、これらを合わせた事業費総額は約3億4660万円となっております。その中で、子育て世帯の支援策につきましては、児童手当や児童扶養手当の受給者、18歳以下の児童を養育する方などを対象に、令和2年度から令和4年度の3年間で8事業、総額3億3606万円の臨時特別給付金を支給したことでございます。食費等の物価高騰に直面する子育て世帯に対しまして、経済的な支援が図られたと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、事業、取り組まれた内容についてお答えいただきました。同じように、課題の把握、あるいは課題があるとすれば、それに向けての取組、どのようにお考えか、伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 課題につきましては、特にはありませんけれども、一部を除く多くの臨時

特別給付金は、申請不要のプッシュ型の支給であったことから、保護者の負担軽減が図られ、同時に速やかな支給となったことは、とてもよかった点であったと評価をしております。今年度も低所得の子育て世帯に対し、臨時特別給付金を既に支給しております。今後、同様の事業実施が行われた場合も、引き続き迅速かつ適切な事務執行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 申請不要のプッシュ型の支給ということで、申請型とはちょっと違う受取りを今させていただきます。続けて農林課に伺います。地方創生臨時交付金など減収農家支援、次期作種子購入支援、あるいは生産費高騰対策支援事業など総額で1億円を超える規模があったと思いますけども、実績や成果について伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農林水産業者へのコロナ対策及び生産費高騰対策支援といたしまして、令和2年度に農林水産業従事者支援及び畜産農家への支援といたしまして約1382万円を、令和4年度に米価下落に伴います次期作種子購入支援及び生産費高騰対策支援として約1億2221万円を交付したところでございます。農林水産業者の経営継続等の支援につながったというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 実績についてお答えいただきました。課題の把握とか課題の解決とか、そういったものはいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今回の新型コロナ感染拡大に伴います需要の減でありますとか、また不安定な海外情勢、円安等によります飼料でありますとか資材等の高騰につきましては、経営の大小にかかわらず、農林水産業者の経営に大きく影響が発生していることは認識しているところでございます。このような中で、限られた財源の中で、どのような範囲にどのような対策をすることが非常に重要になってくるかというところを苦慮しながら取り組んだところでございます。しかしながら、あくまでも緊急的な支援でございまして、国等に対しまして食料安保の観点を踏まえた制度の見直しでありますとか、あるいは町内の耕畜連携等の推進に取り組んでまいる必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ご苦労されている様子が伝わってくるような答弁いただきました。商工観光課のほうにも伺っていきます。地方創生臨時交付金による商工振興対策事業、あるいは中小事業者価格高騰対策支援事業等で、総額で3億円余りになるうかと思いますが、実績や成果について伺います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 商工観光課では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、町内商工事業者へのコロナ対策及びエネルギー価格高騰対策といたしまして、令和2年度から令和4年度までの3年間、19事業、約2億9927万円の支援をさせていただいております。内訳といたしましては、利用者の減少等の影響を受けた貸切バス・宿泊施設といった観光事業者を限定し、8事業、約4416万円、売上の減少等の影響を受けた町内中小事業者を対象に7事業、約1億9663万円を支援をしております。また、地域

通貨ユート及び電子決済 P a y P a y による町内消費喚起、購入者、事業者の支援として、4 事業、約 5 8 4 7 万円を活用しております。いずれの事業につきましても、町内商工事業者の経営継続等の支援につながったと考えております。今後は、ウィズコロナ、アフターコロナに向け、観光・商工事業者に対する振興策・支援策を、国・県はもとより、商工会など関係団体と連携し取り組んでいきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2 番（伊藤立真） 同じくですけども、課題の把握、あるいは課題解決への取組ありましたら、お伺いします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 課題といたしましては、今回の支援メニューを検討するにあたりまして、その時点で対象となる商工事業者の方々に対し、一番必要な支援策は何か、そして対象となる方の見込み件数及び全体額としての見込み額の算定にかなり苦慮いたしました。今後はこれまでの実績等を参考に、引き続き支援を必要とされる場合には、それに応じた支援を講じていきたいと考えております。また、周知方法にいたしましても、町や商工会の情報発信ツールをフル活用したつもりではございますが、それでも行き届かなかったことがあるようにお聞きしておりますので、それらが今後の課題だと認識をしております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2 番（伊藤立真） 一番必要な支援が何か、それをつかむこと、見込額の算出の苦慮いろいろお話をいただきました。続いて学校教育課に伺ってまいります。学校教育課所管では、地方創生臨時交付金による教育振興事業、あるいは学校管理事業などで総額 5 0 0 0 万円を超えるものがあったと思いますが、実績や成果について伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学校教育課では、児童生徒の学びの確保に向けた教育振興対策、安全確保に向けた衛生管理対策、経済支援に向けた生活支援対策に対し、事業費総額で約 6 5 0 0 万円、交付金 5 5 5 0 万円で行っております。教育振興対策では、コロナ禍における学習機会の確保のため、児童生徒の 1 人 1 台端末、学校における高速通信環境、電子黒板、大型ディスプレイ、モバイル W i - F i 、 W e b カメラなどを一部計画も前倒して整備し、学校現場における I C T 教育が大きく進展をいたしました。事業費は、約 1 9 0 0 万円です。衛生管理対策では、感染拡大の防止と学校教育活動の継続の両立を図るため、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに即した消毒・清掃活動、健康管理対策、学校医、保護者との連携、また、密を避けるための通学バスの増便措置の対策などを行い、大きな休校措置を取ることなく、学校活動を継続しました。事業費は、約 3 0 0 0 万円です。生活支援対策では、保護者負担の軽減のための物価高騰の影響を受ける学校給食事業への支援や、収入が激減した就学援助世帯への援助費の給付などを行い、児童生徒世帯への経済的な支援を行いました。事業費は、約 6 5 0 万円です。相当数の児童生徒、また教職員にも感染者が発生し、速やかな感染状況の把握など、学校休業日にも各学校との連携に努めております。このたびの感染症を通じて災害対応も含め、日頃からの危機管理体制の構築が極めて重要なことであると再認識をしたところであります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2 番（伊藤立真） 課題の把握という分については、日頃からの危機管理対策構築が重要という

ところにくくられるんだらうなというふうに思ってお伺いさせていただきました。今、所管課6課にそれぞれ実績をお伺いしたわけですが、と課題をお伺いしました。実は、これコロナの検証、会計検査員もやるようにというふうなお話出たのは冒頭申し上げたとおりなんですけども、私もある研修に行った時に、今回のコロナ対策の検証を今しておかなければ、もうやるタイミングを逸してしまうよというふうな話がありました。実際そうだろうなと思って、あえて今回コロナのことについて、行政として取り組まれた実態、あるいは課題についてお伺いをした次第です。やはり振り返って検証するということが次につながる大事なことだというふうに思います。コロナ禍は完全に終わったわけではありません。ウィズコロナは続いていくし、また新たな感染症が蔓延することも十分あり得ると思います。実際、今、RSウイルスであるとか、昔で言うと、冬場だったインフルエンザが今蔓延しているとか、あるいははしかであるとか、そういった感染症が今流行しているのも事実です。今回の経験を次への備えととするのもとても大事なことだというふうに思っています。感染対策や事業者支援、生活支援など、これからのコロナ対策と今回の経験をどのように次につなげていくか、町長の所見をぜひお伺いできればと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 先ほど来、出ておりますように、5月8日から新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけが2類感染症から5類感染症となりました。これにより、私たちの生活は少しずつ感染症発生以前に戻りつつあると思っております。しかしながら、本感染症及び昨年発生したウクライナ情勢が私たちの生活に及ぼした影響は大きく、今年4月の臨時議会及び本6月定例会においても、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した生活支援、事業者支援を提案しているところでございます。今後、こうした状況がいつまで続くのか、また、いつ感染拡大が発生するのか。先行きは不透明な状況であります。今回の経験を生かしながら、その場の状況に応じた柔軟な対応をしてみたいと考えております。感染対策につきましては、新型コロナウイルスの特性は変わっていないことを念頭に対応してまいります。新規感染者数は、全数把握から定点把握に変更されておりますが、情報収集に努め、流行状況を把握し、町民の方に正しい情報提供をいろいろな方法で、デジタルも含めて活用しながら、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、町長から、これまでの経験を生かしながら、状況に応じた柔軟な対応をしていきたいというふうなお答えをいただきました。本当に今回の経験というのが次何かあったときの備えになるというふうに思います。そんなことが起きてほしくないとは思いますが、何かあった時に迅速な対応がいただければ、そういう安心を町民の方に届けられたらと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで伊藤立真議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。午後2時10分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 57分 休憩

午後 2時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。伊藤立真議員。

○2番（伊藤立真） 先ほど私が質問をした中で、ちょっと年の誤りがありましたので、訂正をいたします。パンデミック、世界的に6億人のパンデミックが生じたというところで、2022年（令和4年）と申し上げるところ、同年というふうに表現をいたしましたので訂正をいたします。

○議長（湊俊文） 8番、梅尾議員の発言を許します。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。大綱3点にわたって質問をいたしたいと思えます。まず、ラバーダムの空気漏れ対応の結果と方向はということであります。これまで定例議会の一般質問で、可動堰の問題について6回質問してきました。農業用水が田んぼに届かないようなことが起これば、お米づくりはできない。荒廃地になるか水を必要としない農作物を作るかが考えられるが、高齢で手間がないと野菜の収穫、出荷は難しいと思われます。ラバーダムの管理を地域の水利組合等で行えと言われるわけですが、通常の堤の開け閉めや水路維持補修等は地域でされておりますが、壊れた井堰を地元の2割負担で行えという説明が2月14日の建設課の説明であったわけですが、1億円を超える可動堰を数戸の関係者で負担できるわけがないのは誰が考えても分かることであります。石井谷の巧屋井堰はラバーの空気漏れにより、水をせき止められなくなっているもので、5月29日に広島県土地改良事業団体連合会が現地に行かれるということを知っておりました。その他の井堰にも行かれるだろうというふうに思いますが、いずれにしても、どの井堰も空気漏れを起こす可能性は確実にあると言えます。そこで、現地を確認して、今後どのように対応されるのか、お聞きをしてみたいと思えます。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 広島県土地改良事業団体連合会の施設診断を希望された14か所のゴム堰について、議員先ほど申されましたように、5月下旬から順次点検を行っております。5月下旬には4つの井堰を、6月の下旬には5つの井堰をというふうに今後も予定しております。その結果を受けて、各ゴム堰の関係者の方で土地改良施設維持管理適正化事業による修繕を実施していくのか、または中山間地域直接支払交付金などの積立てにより、修繕されるのかを検討していただくこととなります。町といたしましては、各ゴム堰関係者の方と十分協議を行いながら、より有利な補助対象事業がないかなど、引き続き調査研究をまいります。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 5月の29日に当日4か所の井堰について現地で状況を見ながら、現地の方たちの説明を聞いたりというふうなことがございました。そこに私も4か所全てに行きまして、住民の方たちがどのような思いを持って建設課の職員や土地改良事業団体連合会、土改連というふうに言うんだそうではありますが、その対応がどのようなことを聞かれてされているのかなということをお聞きをしました。聞いた範囲、どのように建設課のほうはお聞きになられて、これからどのようにされるというふうな方針があるのかどうかをお聞きをしてみたいと思えます。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 先ほど申しましたとおりでございます。今後の施設診断の結果に基づき、各井堰に関しては、地形も地勢も、また水系も様々個別状態が違いますので、そのことを鑑みながら、今後とも地域の方と協議しながら、引き続き方向性を考えていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 4つの井堰の水利権者の方たちがいろいろと説明をされたり、今後どうしようかなというふうな相談もされていましたが、水利権者の方たちの反応、4件についてで結構ですけれども、納得されておられましたか、いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） ご納得されたかどうかというのは、それぞれの地域で違うと思っておりますけれども、3月議会で申しましたとおり、建設課としては、現在ある制度の中でしかご説明できません。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） そのやりとりは随分してきましたけれども、今回、土改連が中に入るというふうなことは、これまでなかったわけでありますが、そこに進展をしていったという経過はどういうことか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） これまでゴム堰について、様々な調査をしまいいりまして、広島県の土地改良事業団体連合会が診断を行う土地改良施設維持管理適正化事業というのがありました。この事業を行う前に各井堰の現在の調査というか、現状を調査する必要があります。そういったことで2月に説明会を開かせていただいて、14井堰の方が診断の希望をされたということでございます。その診断内容によって、今後様々な個別の補修をしていくのか、それとも違った方向にするのかというのは今後の課題でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 土改連の職員が5月29日には3名来られまして、建設課の職員も1名同行しておりましたが、土改連の方たちの説明は、まず、現場を見て、水利権者の方たちの話を聞いて、どういう施策があるのかという、どういう手を差し伸べることができるのかというふうなこれからスタートをするという状況でありまして、積極的にいろいろな事業がある、これとこれとこれがあるけれども、こういう事業でやったらどうだろうかというふうな投げかけと言いますか、相談事になっていなかったわけでありまして、非常に消極的なこれは視察というのか、現地調査というのか分かりませんが、私は4か所行った限りでは、話は聞いてもらえるけれども、なかなか前に進みそうにないなというふうに印象を受けておりますけれども、いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） この土地改良施設の維持管理適正化事業は、広島県の土地改良事業団体連合会が行う事業でありますので、土改連としては、その他の事業を説明する立場にございません。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今のは団体連合会と言うのと、土地改良連合会は違うという意味だったんで

すか、それとも土改連と町は違うから、意見を述べることはできないよというふうに言われたのか、いずれかですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 先ほどから申し上げているとおり、土地改良施設の維持管理適正化事業の担当が広島県の土地改良事業団体連合会であり、その他の井堰の事業、その他いろいろ長寿命化事業とかありますけども、そういったことは町がご説明する立場でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 一言だけちょっと付け加えますけれども、前回の議会の一般質問の答弁で、土改連が行った安芸高田市のラバーダムの改修について、約500万円ぐらいかかったというふうにお答えになったと思いますけれども、その事業のことを言いましたら、土改連の職員さんは、そのことを承知されていなかったということですが、そういうことはあり得ますか。いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 私どものほうでは、土地改良施設の維持管理適正化事業を利用して、改修されたというふうに聞いておりましたので、そこで、担当者の方が聞いてないということであれば、ちょっと調査もう一度させていただきますけども、県内でも、この土地改良施設の維持管理適正化事業を使って何か所かされております。現在これ、この事業自体が5年間の中で事業を行うという、その5年間の中で負担金を積み立ていただいたり、例えば、農林中金等から融資を受けて負担金を払われて、初年度でやるか、それとも3年目でやるかというのは選択ができるような制度でございます。それから今回、来られたのは、あくまでも施設診断の方々ですので、事業実施の部分については、ちょっと調査をさせていただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 調査していただくことは、ぜひ進めていただきたい。それから14の井堰のうち4井堰は今終わったというふうにお聞きしましたが、次はどの日程で行われますか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 一番最初に申しましたけども、6月の下旬に5井堰の調査をする予定でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） その次はいかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 残りの5井堰については、現在日程を調整中でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） また分かればお教えいただきたいというふうに思っておりますが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 日程調整を行って、日にちがある程度分かりましたら、関係者の方にはご通知いたします。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） できるだけ、私もいろいろな方の意見をたくさん聞いておりますから、ぜひそれぞれの井堰のところに行って、状況も把握しておきたいというふうに思いますので、よろ

しくお願いしたいというふうに思います。それでは、2点目の質問に入ります。危険家屋の撤去の進捗はということであります。2019年6月議会から、個人所有の財産は継承できるかというタイトル、あるいは12月には、空き家はどうか定住につなげるか、そしてまた3回目は、危険家屋についての質問をしてきたりしています。私の住んでいる有田の十日市という所は、戸数も100戸ぐらいの戸数がありまして、その危険家屋がある十日市の23番地という土地には、今にも崩れそうな家屋があります。建っているというよりも、あります。それを4年も前から、もっと前かもしれませんけれども、危ないよ危ないよという状況を常に言ってきています。戸建て住宅もたくさんありますし、それから民間のアパートも50戸ぐらいある地域であります。とにかく危ないし、崩れそうだし、ハチは出るしというふうなことで、何とかしてもらわなくてははいけません。今ちょっと写真を見てもらいますけれども、これが壊れそうな、崩れそうな家屋です。これは古保利と有田という所を古保利橋という赤い橋があるんですが、その赤い橋の150mぐらい上流に建ってある家です。これは志路原川から写真を撮ったものですが、もう一番最初に言い始めた頃は、ここまで崩れてはいません。瓦が落ちていけません。雨風にさらされ、毎年雪に潰されてこうなっていますし、中の家財が外からも見えるんです。非常に危険なんです、先ほども言いましたハチもいましたし、私の95歳の母も、何年か前にここでハチに刺されたんです。そういうふうな危険な所でありまして、この左のほうに、駐車場の中に自動車が置いてある写真なんですけれども、今は、理由は分かりませんが、この居住者はおられません。家が崩れそうだから危ないからおられないという理由ではないとは思いますが、こういう近くに住みながら生活をするということ自体があってはならないことかなというふうに思います。そして何で議会の中でこのことをしつこくしつこく言うかと言いますと、この家が、今ある建物の敷地が北広島町の土地なんです。北広島町の土地をこの方が借りてお家を建てた、住んでた時期があるんですが、もう住まなくなってから、随分たって、この状態なんです。あと何年たったら、ぼしゃつといくかなというふうな状況であります。これまで町長にも何度か話をしましたし、関係課長にも副町長にもお話をしてきたわけですが、この状況がずっと続くということは許せないことだと、住んでいる人たちにとったら、本当にこの地でいろんな生活を繰り返していこうというふうに思っても、できる状況にはありません。いかがですか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 該当家屋が建っている土地は、土地賃貸借契約により町有地をお貸ししているところでございます。借り受けされている契約者は、体調を崩されているため、現在そのご家族の方と景観、保安上の面から撤去について協議をしているところでございます。コロナ禍であったことと、ご本人さんの体調面が非常に悪く、現在の状況は見ておられません。こちらのほうから電話連絡等で口頭でお伝えしたり、写真を送ることで状況をお知らせしている状況でございます。また、その際に景観と保安上の面からの撤去のご意思は伺っているところでございます。非常に近所にご迷惑かけているということもご承知いただいております、配慮の気持ちもおありです。撤去の意思はおありでございますが、その中で費用面について非常に厳しいというご相談も受けているところでございます。今後につきましては、費用をどう捻出して撤去していくか、先方様と協議をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。町としましても、地域の環境や地域住民の安全対策の観点からも、弁護士等と相談をしながら、どのような解決策があるか模索している状況でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 状況は分かりましたけども、もう4年も前ぐらいからずうっと言い続けて、コロナがありましたから、体調が悪かったからということは、それは確かにあったんでしょうけれども、物事が進むか、あるいは十日市の町内会の今まで言ってきた方たちの気持ちというのはどうなりますか。今は、お家を建てられた方の健康面であつたりというふうなことは言われましたが、そこに住んでいる人たちの福祉や生活や環境やというところは、全く今触れられてません。そのところを答弁お願いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 管財課でございます資料を見ますと、梅尾議員がおっしゃいますとおり、もう5年ぐらい前から町のほうでも、こちらの建物が非常に悪いということで認識しております。その中で、先ほども申されましたが、ハチの被害等もあったことも知っております。そういった中で、管財課としましても、町の建物ではございませんが、やはり崩れかけているということで、道路上に崩れて落ちたりしてもいけませんし、ハチが巣をしてもいけませんので、定期的に町内に出る時には、現地の建物を確認しながら、また本人さんのほうにも状況は事あるごとに伝えてはいる状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 野中の一軒家ではないわけでありまして、4～5mぐらいの幅員ではありますが、町道のすぐ隣でもございます。交通量もそれなりに家が密接しておりますから、そういうことから考えてもらっても、何とかしないといけん。私たちも町内会で一斉清掃する時には、その町の土地の草刈りも、その家の周辺も草も刈ったりしよるんですよ。それでも迷惑かけられとるけども、そこもしていかんや、危険な状況になってもいけん、マムシが来てもいけんというようなこともありますから、今のところ、状況として職権で撤去できる危険家屋の取扱いというふうな形にすれば、野中の一軒家ではないわけですから、そういうふうなことも踏まえて、弁護士さんに相談すればどうなるというようなことじゃなくて、明らかに職権できるという権限が町に、いやもちろん手続は必要ですけども、そうでもしてもらわないと、もうそれこそ9か月前には、町長、副町長、今の管財課長と、私たちの町の14区の行政区長、それから町内会長、私も今のことをもう二度にわたって書面でお願いをしてきたことであります。それも言うて言うても、9か月何にも返ってこんような状況の中で、一般質問でもせにや返ってこんのですよ。返ってきた答弁は、今のおおり、元家を建てられた方の健康状態であるとかコロナであるとかということで、先になかなか進まんという話をもらってるわけではありますが、そのところ、もうええかげんに何とかしてやという、この間も町内会で総会をしました時に、あの話はどうなったんやいうて、私も一緒に聞いたわけでありまして、私に言われるから、私のする方法とすれば、課長と話しよっても、事にならるので、議会の一般質問することにしとるということを言うたんでありますが、その答弁としては、今のようなさらったことじゃ地域の方も許してもらえないような状況にないわけですよ。再度お聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） ただいま梅尾議員から話もありました町の職権ということでございますが、恐らく議員のおっしゃるのは、行政代執行のことではないかと思うんですけども、こちら規定につきましては、他の手段では、義務の履行を確保することが困難な状況、今の現在で

言いますと、解体、こういったことが困難な状況の中で、本人さんにまだ解体の意思もございませんし、何とか費用捻出を考えておられるところからも、まだ、こちらにはちょっと当てはまらない、公費を使って町で解体ということにはまだ及んでいないというふうに管財課のほうでは考えております。今後、非常に地域の環境も安全面からも危険ということは重々認識しておりますので、できることを進めながら、何とか解体に向けて協議を進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今、答弁されたことをそのまま素直にお聞きをすることで、いつ頃までに目途がつかますか。おおむね。今は、前に話してから9か月たってるんですけども、おおむね、あとどのぐらい待てば、本当に解体しようという意思をお持ちなのかどうなのかというのは、私のほうには伝わってきませんし、そのことを町内会でどういうふうに伝えりゃ良いかなというのがありますから、そこら辺が、最大限努力すると、このぐらいまではちょっと待って欲しいというようなことがありますか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 現在、この時期につきましては、私のほうも、いつまでにとのお話ができるものではございませんが、現在、家族のほうで協議もしていただいておりますので、また、その結果につきましては、地域の町内会の方、区長様、議員のほうに、またそういった情報と言いますか、報告のほうはさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） もうこれ以上のやりとりをしようというふうに思いませんけども、今のやりとりを当然聞いてもらって、町長、あるいは副町長が、このぐらいのところまで待っていただけるか、こんなことするよというふうなことを言うてもらえば、次に質問しようというふうには思いませんが、いかがですか、町長。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） この案件につきましては、私どもも承知しておりますし、地域住民の方からもお話を聞いております。何とか解決をしたいというふうに思っておりますけども、いまだに解決ができておらず、皆様方にはご心配とご迷惑、特に地域住民の方にはご迷惑をおかけしている状況でございます。この建物、解体撤去というのが一番というか、それを目的に動いているわけなんですけども、一つには、この建物自体が個人の所有であるということで、強制的な解体撤去はできないというところがあります。そうではありますけども、何らかの方策をもって対応したいというところで、今、弁護士の話もさせてもらいましたけども、これまでの経緯であったり、現状であったり、賃貸借契約の内容であったり、そこら辺を今、弁護士のほうに伝えて、これまではお願いしますというふうなことで対応ではありましたけども、法解釈の中で、ある程度の強制力、厳しい対応ができないかということも含めて、今、相談をしているところでございます。そういう厳しい対応になってくるかも分かりませんが、そういう姿勢をもって所有者の方にお話をし、解体をしたいという意思もお持ちということですので、そこら辺をしっかりと話をし、ずるずると引き延ばしをすることなく進めていきたいと思っております。これをいつまでに解決するかということの期間ですけども、それについては、いつまでということにはなかなか難しいですけども、今、弁護士と協議中でありまして、早急な、ある程度の方向性を出して対応してまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 本当に動き始めたのかな、今がスタートなのかなという気がします。私は、今の状況を長く延ばすということをしてはいけないので、例えば、地域、近くにいる人が何とかの方法で、代わりに撤去もするから、地域の方に何らかの方法で譲り渡すというような、それ無償じゃなくて有償で結構ですから、そういうふうな状況でもつくりながら、安全なことをできるだけ早くしてほしいというふうな気持ちを持っていますので、そこら辺も含めてもらって、弁護士と協議してもらおうというふうなことに進めて、できるだけ早く撤去してほしいという意味ということで要請をしておきたいと思います。いかがですか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） これにつきましては、今、地元の方の協力もというふうなお話もいただきました。これも以前に少しお話を聞いているところもありますので、そういうことも含めまして、まずは、個人の方に早急に解体撤去をしていただくと。その中で、地域住民の方に協力を願う部分が発生をして、こうすれば解決するというふうなものが見えてきましたら、また地元の方にもご協力、お願いをすることもあろうかと思っておりますので、その時はまた一緒になって解決に向けて進んでいきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） できるだけ、今のどういうふうな方法でもよろしいですから、今のお家をお持ちの方と話をさせていただき、弁護士の意見を聞きながら、早く今の現状をなくしていくということに努めていただきたいというふうに思います。それでは今回は3問質問することにしておりますので、3問目に入りたいと思います。この3問目は、もう随分前から担当課のほうにも何回か行ったり、今回は、せんけえ言うたりしたんですが、このことを言うていただいた方に早く一般質問しないと非常に失礼に当たるんで、今回は、3問であってもやりますということでは言わせていただいたんですが、タイトルは、帯状疱疹の予防と対処はということであります。帯状疱疹と言うのは、80歳までに約3人に1人が発症するといわれる病名だそうです。症状の特徴は、急に体の片側に痛みや発疹が出る、夜も眠れないほどの痛みを経験する人もいます。特に怖いのは、顔面神経麻痺や難聴、めまい、目の回りでは、角膜炎などを起こし、まれに失明することもある。これらの原因の多くは、子どもの頃にかかった水疱瘡だそうです。水疱瘡自体が治った後もウイルスが脊椎などの神経節に住んで生き続ける。加齢や疲労で免疫力が低下すると、ウイルスが急激に活動を始め、増殖すると言われております。このような症状は把握しておられると思います。本町で年間どのぐらいの罹患者があるのか、どのような方法で対処されているのか、まずお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 本町での罹患者数は正確な人数は把握できませんが、町内では毎月数人の患者が受診されている状況は把握しております。帯状疱疹の主な症状は、皮膚症状と神経痛の2つですが、治療の基本は、原因となる水痘帯状疱疹ウイルスに対する抗ウイルス薬や神経痛には鎮痛効果のある薬物治療が行われると聞いております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） お薬はあるし、処方の方というのもいろいろあるんだろうと思います。脇腹などの痛みを肋間神経痛だと思い込んで、シップ薬を塗るなどすることがあるそうでありますが、効果はないと。できれば発症3日以内に専門医の適切な処方を受けていただきたいとい

うようなことを聞いたことがありますけども、町として、今の、件数は分からないということではありますが、どのような相談や、あるいは、このことに対して適切なアドバイス等行っておられますか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 带状疱疹の治療や受診について町民の方から相談をお受けすることは最近ではございませんが、議員言われるように脇腹などの痛みは、ほかの病気の症状と間違いやすいと認識しております。これまでも町民の方から、体の痛みや発疹などの相談がございましたら、できるだけ早く医療機関へ受診、相談されるようお勧めしております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 带状疱疹のこと、ある方から聞いて、私もそのことをいろんな方に話をするんですが、かなりの方が带状疱疹にかかったんよということで、非常に痛かったというふうなこともお聞きをするんです。痛いから、その後お医者には行かれますが、この带状疱疹の予防や重症化、後遺症を防ぐために有効なのが带状疱疹ワクチンだというふうにはお聞きをしております。現在、従来弱毒化した生ワクチンと、2020年に発売された不活化ワクチンがあるそうであります。不活化ワクチンと言うのは生ワクチンに比べて副反応が出やすく、2回の接種が必要であります。効果はあるんでありますが、2回ほどこのワクチンというのは打たないといけないそうです。そのワクチンが1回当たり2万円から3万円、これ私が原稿書いたときで、1年ぐらい前の原稿でありますから、2～3万円するんだよと、1回当たりが2～3万円とすれば、4万円から6万円ということになります。今は少し安くなっているかもしれませんが、抑える効果は高く、免疫が落ちた人でも使えるそうであるということでもあります。お医者に行けば良いんですが、お医者に行って痛みを抑えてもらおうと思ったら、2回ワクチンをせにゃいけんし、値段も4万から6万円ぐらいということになれば、それは痛いのを抑えるんだから、そのぐらいの費用は見にゃいけんよということかも分かりませんが、これが幾らか保険対象ではあるんでしょうが、もう少し安かったら良いのになという気がするんですが、いかがでありますでしょうか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 先ほど議員言われたように、不活化ワクチン、こちらのほうは2万数千円程度、2か月おいて2回目を接種するといったような状況がございます。いずれにしても、個人でご負担されるということになれば、高いという印象をお持ちのような状況にはなろうかと思えます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 健康保険は利きますか、利きませんか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） ワクチン接種については保険は利きません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 多分利かないんだらうなというふうに思いましたので、利かないのなら、利く方法を当町で考えることができるか。あるいは他の市町で実際今そういうふうなワクチンを使用する際、市町が助成をしたり、負担をしたりするようなどころがあるのかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 予防接種について、我が本町のほうで保険適用するよいうにということは無理です。ワクチン費用の補助につきましては、県内の市町では制度を設けられる自治体はございません。また、県外の市町村では、全国的に補助制度を設けられている自治体もあります。また、都道府県におきましては、東京都のほうで带状疱疹ワクチンの接種費用を助成する都内の府市町村への補助事業を実施している例がございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） ワクチンの助成等をしているところは少ないようですが、80歳までに3人に1人は带状疱疹になるというデータもあるわけでありますから、言うてみれば、かなりの方が带状疱疹になるということです。この町も箕野町長が最初に町長に出られる時に、高校生までの医療費について完全無料ではありませんが、県内でもかなり画期的な医療費の無料化に近いものを行ってきたということがあって、非常に評価をされた部分があります。これも带状疱疹についても、今簡単に当町では考えていませんと言うときゃ事が済むんじゃないくて、どういう経緯の中で、よそがしてないから、うちはせんのもよということなのか、それなりの議論をした中で、当町ではそのようなことを考えてないというふうな結論を出されたんでしょうか、そのところもう少し伝わるようにお答えいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 先ほど、当町では考えてないと言ったのではなくて、当町で保険診療を考えていないかと言われたのに対しまして、それは難しいという答弁をさせていただきました。この带状疱疹ワクチンにつきましては任意接種でございますので、受ける受けないという判断は個人がされますが、補助事業行うとなると、現在50歳以上の方が約1万人おられます。仮に不活化ワクチン2回分の半額1人2万円を助成するとなると2億円の財源確保が必要になるかと思っております。予防効果のほうも10年程度と言われておりますので、対象者でありますとか接種間隔など制度設計を含め、他市町の状況を収集することと併せて検討を要すると思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今のようなことを考えておられて、財政的にも何ぼぐらい要るかのというようなことが考えられた中で、ちょっと2億円は無理ですという話になったのかなというふうに理解をしたわけでありますが、痛いものは何とかして克服しないといけない、そのためには、やっぱりワクチンでも打つたないとどうにもならんということになれば、私は、今たまたま半額の助成をということで物事の考え方や片一方ではあきらめないといけないというふうな結論を出されたのかもしれませんが、それは半額ということじゃなくて、あるいは4分の1ということでもなくて、幾らかという、金額で例えば1回に2000円というふうなことも含めて、带状疱疹という病名に対する何らかの方法は、予防はできないんだろうかなというふうなことを考えるんですが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 予防につきましては、病気の症状、あるいはかかりやすい年齢など、特徴等周知することも必要だと思っておりますし、また、今、議員言われているとおり、ワクチン接種を含む予防につきましても有効とは考えております。しかしながら、現在、この带状疱疹ワクチン、国のワクチン使用認めておりますけど、予防接種法では定められておらず、任意接種であることから、本町では助成は行っておりませんが、現在国の厚生科学審議会において、带状

疱疹ワクチンの接種を定期接種とすることの是非を検討されていることから、町としましては、審議の動向を今後注視してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 質問している私が少し自分なりに勘違いしておったのかなというのをやりとりする中で今思ったんですが、私は带状疱疹にかかって、3日以内にといい方を多分したと思うんですが、課長が言われるのは、予防、事前に予防接種をしておくというような答弁で返ってきているような気がするんですが、そういうちょっとずれがあるように思いますが、先に予防接種を打っておくということも効果的なんですか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 予防接種でございますので、発疹等の症状が出てからワクチンを接種するのではなくて、症状が出たら治療のほうになりますので、かかる前にワクチンを接種して、带状疱疹の発症を防ぐというようなことになろうかと思えます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） これで私の頭の中がちょっと整理できました。だから、先ほどおっしゃった50歳以上の方が1万人ぐらいおられて、それを半額見ると2億円になるよと言われたのが予防接種という考え方で返ってきたということですね。はい、分かりました。じゃあ今のところ、私は要望でありますけれども、50歳以上の方を対象にというふうなことが頭の中にあるとすれば、これから先、幾ら助成されるかというふうな物事の考え方は別にしましても、要請をしておきたいと思えます。いくらかそういうふうなこと、新しく制度として設けてもらうことをお願いしたいということで要請をしておきたいと思えます。答弁があれば。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 実現するしないというところは、ちょっとまだはっきり判断はございませんが、承りました。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 承っていただいたんで、これで6月の一般質問は終わりたいと思えます。

○議長（湊俊文） これで梅尾議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。3時10分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 57分 休憩

午後 3時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。5番、佐々木議員の発言を許します。

○5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。今回は、先に通告しておりました2つの質問を行いたいと思えます。1つ目は、有害鳥獣被害対策について問います。第2次北広島町長期総合計画の改訂版では、農業を支える地域づくりの中で、安定して持続する農業経営、環境の確立

を目指すこととしております。野生鳥獣被害防止対策を効果的に進めるためには、個人レベルの対応に加えて、地域ぐるみの継続的な取組が必要と書いてあります。また、野生動物の生息管理や個体個数管理等含めて総合的な管理が求められていると思います。ここで質問します。有害鳥獣の被害防止については、野生動物を寄せつけないための営農管理が欠かせません。営農管理方法などはどのように発信されているか、お聞きをします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 被害に遭わないための環境整備としまして、生ごみや野菜くず等の田畑への放置等の餌づけ行為の防止等につきましては、農林業振興資料等で周知を行っております。また、防護柵等については適切な設置が被害防止につながることから、鳥獣対策専門員によります指導等によりまして、農作物の被害防止の取組も進めている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 先ほど農林業振興資料等と発言がありました。その資料を少し前もって調べてみましたら、4つの対策が出されております。確認をしながら質問をさせていただきたいと思っております。まず、1つ目は、農地を餌場にしない、農地周辺には野生動物にとって餌となるものが数多くあります。これらを適正に管理するのも一つだろうと思っております。それから収穫しない野菜や果実、間引いた株は農地に残さず、簡単に取り除くように、ネットで囲んだり、埋設処理する。既に被害を受けた農作物も野生動物にとっては良い餌となる。そのために農地をそのままにしない。家庭から出た生ごみ、くず野菜を堆肥がわりに農地や庭先に放置しない等々があります。そこで質問です。例えば所有者が不明で、誰も収穫できず、放置されたカキ、クリ、クワ、グミなどの伐採はできるでしょうか。放置された果実を伐採ができないのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 放置された果樹等がサル、あるいはその他、クマでありますとか、そういったところの被害に対する木ということは把握しております。そういった中で本年度生活環境被害防止対策事業といたしまして、そういった果樹の撤去に対する支援のほうも取組を開始したところでございます。ただ、これは個人に対するそういった果樹でございますので、申請に当たっては、地域の方がその地域の中で、この果樹は危険であるというものに対して申請してもらえれば、そういった支援をして、そういった果樹を切る支援も今年度から取り組んだところでございます。ただ、所有者不明のものにつきましては、その所有者の同意について、少し地域の中でしっかり話をしてもらって、切っても良いよということになった場合は、この支援を活用しながら取組を進めていければというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 了解をいたしました。3番目に、人家やお墓の周辺に野生動物の餌となるものを放置しないというのが明記されておりました。お墓参りなどで、お墓の供え物、それから菓子、ジュース等々をお参りが終わったら持ち帰る、それから野菜などの無人直売所でも、簡単に取り除くように工夫をする。軒下の干し柿、干しイモなど、人家周辺で餌となりそうな植物は野生動物の手が届かないように管理すると明記されておりました。質問です。道路の法面や畦などの雑草管理する。その農道、林道、法面の草刈りやシートなどの補助金は確保できているでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 鳥獣対策の関係でそういった道路の法面でありますとか、そういった所の草刈りに対するものについての支援についてはない状況でございます。森につきましては、森づくり環境事業を活用いたしまして、バッファゾーンの整備等についてはできるような状況でございます。中山間地域直接支払交付金の対象農地である場合は、そういった交付金を活用して、そういった法面等の草刈り、そういった鳥獣が入る農地等の管理等については、そういった交付金等も活用して対策をお願いしているところでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 2番目にいきます。最近、サルの被害が多くなっていると思われる。サルの行動、それから繁殖、特性を知って対応することが大事だと考えております。シカやイノシシはたくさん被害報告がありますが、サルの被害に関しては少しです。サルの被害に遭わないための集落を挙げての取組や追い払い及び捕獲活動の対策はどのように行っているのでしょうか。お答えください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 千代田地域におきましてサルの被害の報告を多数いただいている状況でございます。こういった中でサルの行動監視といたしまして、センサーカメラの設置、また捕獲のための箱わなの設置によります誘引捕獲などを実施しております。また、駆除班によります見回り活動なども実施している状況でございます。対策の一つとしまして、集落での追い払いがあり、今年度広島県農業技術課とともに地域での追い払い活動の講習会も実施していく予定としております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 関連の質問として、まず、私はサルの行動を知るというのが大切ではないかと思えます。そこで調べてみました。サルの行動は日の出から日没まで、夜間は活動しません。その活動は、雌とその子ども中心で形成されております。その頭数は、10頭から100頭です。繁殖は年に1回、春、主に出産をして、寿命は約28年と言われております。特性としては、視覚、聴覚、味覚、臭覚、ほぼ人間と同じであります。学習能力は人間より高いというふうに言われております。食性は、雑食で全てのものを食べるというふうに言われております。それではセンサーカメラの設置、誘引後の今までの実績はあるのでしょうか、お答えください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 現在、県等からセンサーカメラを借りまして、地元から協力を得ながら出没地域への設置に取り組んだところでございます。現在の設置箇所につきましては、千代田地域6か所、大朝地域4か所、豊平地域6か所の合計16か所に設置しているところでございます。サル対策の設置箇所でございますと、現在は、壬生地区2か所、それから蔵迫箇所1か所に設置したところでございますけれども、蔵迫箇所1か所につきましては、サルの出没がなくなったところから現在は撤去している状況でございます。現在につきましては、さらに有田地区1か所、それから春木地区に4か所設置いたしまして、出没状況等の今現在監視をしているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） カメラ検証の後、どのような対策をやられるのか、具体的な案があればお知らせください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） カメラを設置いたしまして、現在サル在行动につきまして、そのデータを把握しているところでございます。サルがどういった時期に出てくるか、また、同じように餌の餌づけ等もしている状況でございます。どういった餌をいつの時期に食べるか等について、現在カメラ等のデータを分析しながら取り組んでございます。また、そういった中で、先般、サルの捕獲を1頭ほどしたところでございます。そのサルがどういった形で、その餌を食べながら、どういったわなに引っかかったことにつきましても、現在分析しておりますので、そういった分析結果を今後の対策に生かしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 2番目に、サルに強い集団づくりというのがあると思います。各地域で営農集団とか、集団がない所は部落、そういった所で集団づくりをする必要があると思いますが、追い払いはどのようなことが大事なのか、お知らせください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） サルの対策といたしましては、適正なサルの行動でありますとか、追い払いが非常に重要というふうに考えております。今回カメラの設置につきましても地域の協力がなくて設置できない状況でございます。また、餌の餌づけにつきましても、役場職員がその都度そこに対応することはできませんので、地域の協力を得て、そういった餌づけをしながら、1頭の捕獲にもつながったところでございます。やはり今後につきましても、防ぐための個人、あるいは個人を含めた地域全体、そして役場と一緒に取組が必要と思っておりますので、そういった地域ぐるみの取組を推進していきたいと思っておりますし、我々も一緒になって、そういったところの取組を支援していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 追い払いのポイントが数々あると思いますが、1つ目は、出沒したら、必ず追い払う、2番目として、1匹でも手を抜かない、3番目は、チームで追い払う、先ほども言われましたように、集落全体で追い払うというような策があると思います。こんな事例を地元で聞きました。地域で若い人が日中にいなくて、サルが子どもや女性を怖がらず、登下校に威嚇してくる、こんな事例がありました。その対策として、今は近所の民家に避難場所として利用させていただいているというようなことがございました。これらのことを構えて、専門員の指導員はあるでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議員おっしゃられることは、農林課としても把握している状況でございます。そういった対策としまして、専門員含めて対策もしていきたいと思っておりますし、先ほど言いましたように、本年度、地域での追い払い活動の講習会のほうも開催していきたいと思っております。その中で、地域で取り組むことにつきましても、一緒になって協議していければというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 今年度の計画として追い払いの活動の講習会を予定されているのか。また、学び塾での研修は何回ぐらい予定されているのか。分かればお知らせください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 追い払い活動の講習会につきましては、千代田地域の春木地区のほうで

行う予定としております。夏ぐらいの計画だというふうに考えております。それから学び塾につきましては、本年度につきましても有害鳥獣の担い手づくりという形で、いろんなメニューを今考えているところでございますけども、本年度も3回程度の開催をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 了解をいたしました。私も時間があれば、その学び塾には必ず参加を、前回まではしております。さて、もう1つに防護柵を使う対策があります。柵の種類と設置に関しては、どのようにすればよいか、簡易防止柵、電気柵、複合柵、それぞれのメリットとデメリットを知らせてください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 防護柵と電気柵との複合柵が一番効果的ではございますけども、費用がかかるというデメリットがあります。柵の設置の際につきましては、購入前にご相談いただければ、鳥獣対策専門員が現地にお伺いしまして、最適な対策方法等のアドバイスもいたします。それから有害鳥獣対策につきましては、先ほどからありますように、地域ぐるみでの防止柵等の設置も非常に有効でございます。この侵入防止対策としましては、中山間地域等直接支払交付金及び多面的支払交付金事業を活用しての取組も可能な状況でございます。また、有効に活用されている地域もございますので、取組地域の紹介を含め推進していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 3番目にいきます。鳥獣被害対策実施隊について、本町では、設置に当たっては、北広島町鳥獣被害対策実施隊設置要綱を定めて町長が隊員を任命していますが、実態の運用はどのようになっているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 鳥獣被害対策実施隊につきましては、駆除班としまして、3月から10月までの間、月に一度の一斉駆除及び緊急捕獲業務を行っている状況でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 実施隊の活動は、先ほど言われましたように、1、捕獲活動、2、わなの設置、3、追い払い等を被害防止計画に基づいて施策を実施していくと理解をしております。サル被害でなく、シカ、イノシシ等の被害も多い、広域的な保護の強化、保護の担い手の高齢化が特に進んでおります。また、銃を扱う人が減少しているのが現状です。スペシャリストの養成が必要と感じていますが、広報活動はなされてますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） わな免許の日程等につきましては、ホームページ等のほうで公表しておりますし、また、その免許取得に対する支援につきましても、先ほど言いました農林振興資料の中でもお知らせをしている状況でございます。学び塾についても、今まで、過去よりも少し意味合いを変えまして、地域で一人でも取り組む人を増やそうというところで、そういった以前までは、どっちかと言ったら、わなの捕獲のプロ的な講座をしておりましたけども、令和4年度からは、地域の中で取り組む人を一人でも増やそうという形での取組を進めております。そういった中で、地域の中で一人でもそういった有害鳥獣に興味を持ってもらって、さらにそれがわなの免許、あるいは地域ぐるみで関心をしてもらうような人づくり、そういったところ

にもつなげていきたいと思っております。本年度につきましても、基本的には、そういったメニューでの取組をする予定にしておりますので、そういった中で、地域の中で一人でもそういった有害鳥獣の捕獲ができる人の人材育成もしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 地域全体で取り組む必要が非常にあると思います。その後で行政がバックアップすることが求められているのではないかと感じております。次に2つ目の質問にいきます。交流を生む魅力づくりと観光振興についてお伺いをします。第2次北広島町長期総合計画の改訂版において、稼ぐという観光関連産業づくりを施策に挙げておられます。1つ目、現在は、具体的にどのように進めておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 第2次北広島町長期総合計画の改訂版において、議員おっしゃられました稼ぐ観光関連産業づくりといたしましては、北広島町ならではの特産品の開発、新たな観光客向けのサービス業や、それらを支援するサービス業、これらの事業創出拡大、その他それぞれの価値を高めることや、各コンテンツをつなぐことで、さらなる消費額の増加に向けた事業支援を行うということにしておりまして、その具体的な取組といたしまして、事業創出事業のビジネス創造支援事業を継続して行っております。飲食、食品開発などの事業を始める方や取り組まれる方の支援等行っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 関連で、ビジネス創造支援事業とは、簡単にもう少し詳しく説明をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 新たに町内で事業を始められる方の支援策でございます。町の金銭的な支援といたしまして上限が決まっておりますけれども、審査会を開きまして、応募があった中から審査会を開きまして、その対象になるかならないかという審査をいたしまして、それぞれ認定をさせていただいて、交付をするものでございます。それからその中、もう1つ、同じビジネス創造支援事業の中で、新規の商品開発に取り組まれる方の支援ということで、これらにつきましても金銭的な支援ということでさせていただいております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） もう1つよろしいでしょうか。特徴やら、年間目標数というのがあると思いますが、年間どれぐらい、それから延べ件数等が分かれば、お知らせください。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 件数自体は特に定めたものはございません。7月末までの申請というふうに記憶しておりますけれども、商工会と連携をしまして、それぞれ、その事業を受けられると希望される方の申請を受け、その審査会を開いてやっておりますので、件数などの目標値というものは特にはございません。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 2番目にいきます。北広島町ならではの特産品の開発や新たな観光者向けのサービス等の施策はどのようになっておるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

- 商工観光課長（中川克也） 北広島町ならではの特産品の開発につきましては、現在、一般社団法人北広島町まちづくり会社はなえーるが中心となりまして、商工会、観光協会と商工観光課も一緒になって北広の巧という制度について進めております。特産品の開発や既存のものも併せ、ブランディングに取り組んでおります。新たな観光客向けサービスにつきましては、昨年度、観光協会が主体となって、SDGsを取り入れた学習プログラム開発に取り組んでおります。本年度も引き続き、商品化に向けて、また今後のインバウンド誘客も含めたアクティビティなどの商品の造成に努めてまいります。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） よく町外の方から質問を受けることがあります。北広島町の特産品は何ですかということをよく聞かれます。たくさんあるんですが、メインになっているものがあると思いますので、確認ができたらお願いをしたいと思います。
- 議長（湊俊文） 商工観光課長。
- 商工観光課長（中川克也） 町では、やはりお米とかといった農作物のものが特産品というふうに出ておりますけれども、その他事業者によりますお土産物などの商品とかというふうなものも特産品としての価値のあるものだというふうに思っていますので、そういったものも全部含めた形で、その中から、どういったものを先ほど申し上げたブランディングに該当して、それを打ち出していくかというふうな取組を進めてまいりたいというふうに思っております。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） G7広島サミットが開催されまして、北広島町の魅力も発信されたことです。特産品の販売や伝統芸能の発表等一定の効果があったと思われると思いますが、経済効果はどのようであったでしょうか。
- 議長（湊俊文） 商工観光課長。
- 商工観光課長（中川克也） G7広島サミットにおきましては、各国代表や政府関係者、メディアに向け、本町の食材やお酒、神楽や花田植えなどの伝統文化を採用していただき、北広島町のPRに大きな成果があったと認識しております。経済効果につきましては、現段階ではまだ分かりませんが、これから効果が現れてくるものと思っておりますし、広島県も今後経済効果の算定を行うということにしておりますので、それらも注視しながら、今後北広島町の経済効果に結びつけていければというふうに思っております。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） G7での北広島町のPRは既に報道等のおりです。食材やお酒、メディア関係者に贈られた贈答品を例えばレプリカで、ふるさと納税での企画等は検討されているというようなお考えはないでしょうか。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（矢部芳彦） はなえーるのほう为中心となって、ある程度の商品をG7サミットのほうにも提供しております。レプリカ等については具体的には考えておりませんが、関連した商品が発信として効力があるというふうに考えておりますので、関連づけているとPRしていきたいというふうに思っております。以上でございます。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） それについては、また次回質問させていただきたいというふうに思っております。最後に、今後の施策として、観光地としての満足度を向上させる取組をどのように行

っていくのか、また国内外に向けた発信等の計画はあるのか、お知らせください。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 本町の観光地としての満足度を向上させる取組といたしましては、先ほどお答えしました新たな商品の造成に努めるとともに、宿泊業や飲食業を含め、観光に関する事業者へ対しても町としての支援、また国や県の支援策等の情報をお伝えし、引き続き満足度向上と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。情報発信についてでございますが、昨年度、町外のイベントにおいて、本町の認知度や本町に訪れていただいた回数や場所等についてアンケート調査を実施をしております。その結果、誠に残念なことに、北広島町の認知度が思ったよりも低く、旧町名、芸北町、大朝町、千代田町、豊平町は知っていても、北広島町はどこにあるか分からないといったような方がいらっしゃる事実が判明しております。今後は、まず北広島町を知ってもらうことも併せ、北広島町の魅力、豊かな自然とか伝統文化、歴史、飲食、アクティビティなどの情報の発信をSNSやガイドブックをフル活用して、また積極的に町外のイベントなどにも出向いていって発信をしていくように考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 北広島町の知名度を知ってもらうための活動は非常に重要だと私も思っております。今年度は、できるだけ多くのイベントに個人的にも参加しておりますが、必ず商工観光課の方はいらっしゃいます。特に4月、5月、6月、毎週のように出かけられております。イベントとしては、神楽中心になっておりますが、この間はびっくりしたのは、カーブ観戦に行った時に、ちょうど北広島町のPR隊が来られたということで、スタッフ皆さんにもお会いしました。休みがないんじゃないかというぐらい活躍されております。今後の町内外のPRを期待をしまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（湊俊文） これで佐々木議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、明日14日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会といたします。なお、明日の会議は午前10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 43分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~